

平成20年度第1回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成20年6月12日（木曜日）

午後1時30分から午後5時まで

場 所：特別会議室

平成20年度第1回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成20年6月12日（木） 午後1時30分から午後5時まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員 山本 信次 委員

司 会 只今から平成20年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。開会にあたりまして、佐藤企画部長よりご挨拶申し上げます。

企画部長 本日は、大変お忙しい中、宮城県行政評価委員会、平成20年度の第1回公共事業評価部会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、4月1日に企画部長を仰せつかりました佐藤と申します。宮城の将来ビジョンの推進を始め、この行政評価につきましても、その使命を果たせますように、一生懸命取り組んで参りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

森杉部会長を始め委員の皆様方には、公共事業の効率的な執行や実施過程の透明性を図るために、毎回、御熱心な審議を賜りまして、また、事業担当課への助言、御指導など大変御尽力をいただいていること感謝申し上げます。今年度は、お願いしております任期の最終年度となりますが、引き続き、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年度は14事業の再評価をお願いし、すべての事業について継続妥当の答申を頂戴いたしました。県では、今年度すべての事業について予算措置し、鋭意、事業の推進に取り組んでいる次第であります。

今年度の再評価につきましては、39事業と昨年に比べまして大幅な増加となっております。これは、公共事業再評価制度が平成10年度から始まっておりまして、この年に、事業採択後10年以上経過しているすべての公共事業について、再評価を実施しております。その後、事業が完了しなければ、5年毎に再評価を実施するという制度になっていること、また、事業の長期化といったことから、平成15年度、20年度と5年おきに再評価件数が多くなるという状況が発生しております。特に、今年度は、河川の対象事業数が非常に多くなっておりますことから、河川事業に限って分科会を設置し、部会審議の前の事前審議をお願いすることとしております。

限られた時間の中で、これだけの事業数について御審議をお願いするという事は、委員の皆様には大変な御負担をお掛けすることになりますが、何卒、御理解、御協力の程よろしくお願い申し上げます。評価担当の事務局といたしましても、できるだけ効率的な御審議をしていただくために、資料の提出や部会運営などに配慮いたして参りますが、いたらない点は、遠慮無くお申し付けいただければ幸いです。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶といたします。

司 会 本日は、森杉部会長はじめ、8名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、今年度最初の部会となりますので、お手元にお配りしています出席者名簿に従いまして、委員及び宮城県側の出席者を御紹介いたします。

森杉部会長です。田中副部会長です。遠藤委員です。加藤委員です。高橋委員です。徳永委員です。沼倉委員です。山本委員です。なお、長田委員、両角委員におかれましては、所用につき欠席との御報告をいただいております。

続いて、宮城県の出席者を紹介します。先ほど御挨拶を申し上げました企画部長の佐藤です。同じく企画部次長の東野です。行政評価室長の八畝です。なお、佐藤企画部長は会議の途中で退席しますので御了承願います。

また、事業を担当しております農林水産部及び土木部からも担当が出席しておりますので、よろしく願いいたします。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、次第と出席者名簿、そして、審議資料、資料1、資料2、流域下水道事業の事業再評価の資料をお配りしております。また、評価調書については、事前に各委員へお配りしております。御持参いただけたでしょうか。お手元がない場合は、事務局へお申し付けください。

それでは会議に入りますが、御発言の際には、机正面にございますマイクスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにしてください。

それでは、森杉部会長、議事の進行について、よろしく願いいたします。

森杉部会長 これより議事に入ります。長年にわたりまして、各委員には非常に丁寧に御審議いただきまして、公共事業の効率化はかなり進化してきていると思っている次第です。最近、東北地方で企業立地が目立ちますけれども、昔だったら恐らく九州に行っていたら立地が東北に来ていると言うことは、長年にわたる公共事業により基盤を整備した成果の一つではないかと思っている次第です。挨拶はそのくらいにして、早速ですが議事進行に入ります。

本日の議題は3つあります。1つ目が平成20年度公共事業評価部会の進め方について。2つ目が平成20年度公共事業再評価対象事業について。3つ目が個別事業の審議になり、最初の4つが下水道事業、後の4つが農業農村整備事業になります。

始めに、審議資料と記載された資料をご覧ください。今年度の再評価対象事業につきましては、6月9日付けで知事から行政評価委員会委員長宛に諮問がなされております。行政評価委員会条例及び運営規程により、公共事業再評価については本部会で調査・審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様よろしく願います。

次に、議事録署名委員を指名します。昨年度からの続きで、沼倉委員、遠藤委員の二人をお願いします。

会議の公開についてですが、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うよう願います。写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、議事の(1)平成20年度公共事業評価部会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

行政評価室長 平成20年度の公共事業評価部会の進め方について、審議資料及び資料1を使い御説明させていただきます。

はじめに審議資料を御覧ください。先ほど森杉部会長から御説明がありましたように、39事業の再評価にあたり、知事から行政評価委員会委員長あてに諮問しておりますので、今年度も御審議についてよろしくお願いたします。

次に、資料1を御覧ください。1の審議事項につきましては、審議資料の2ページ、3ページに記載の39事業になります。事業種別では、道路4事業、河川22、ダム1、地すべり1、都市公園1、街路2、下水道4、農業農村整備4事業となっております。今年度の審議対象事業が多くなった背景としましては、部長の挨拶で申しましたとおりです。これは再評価対象区分で見いただいても分かる通り、39事業のうち、今回初めて再評価となる事業は5事業だけでして、それ以外の34事業については再々評価となっております。

次に、2の報告事項ですが、昨年度から制度化しております部会意見対応状況報告や再評価事業完了報告の他、2次事後評価の試行の報告も行う予定としております。

3の審議の進め方ですが、河川の事業数が多いことから、効率的な部会審議を行うために、河川分科会を設置することと、昨年度の最後の第6回部会で御了解を得ております。担当の委員は、田中副部会長、加藤委員、徳永委員になりますので、よろしくお願いたします。分科会の役割としては、河川22事業のうち、公共事業評価部会での全体審議が必要な事業の選定をお願いいたします。分科会で部会全体での審議が不要と判断された事業につきましては、継続妥当や中止などの分科会意見を部会の意見とさせていただきます。県の事業対応方針案に対する部会意見については、10月に開催予定の第5回部会において、答申案の取りまとめの際に最終決定していただきます。河川以外の17事業については、通常どおり、部会全体で概略審議を行っていただき、必要があれば、適宜、現地調査、詳細審議を実施していただきます。

次に4の部会開催日程ですが、資料の裏面を御覧ください。部会の年間開催日程につきましては、既に各委員へお示ししていますが、本日を含め、部会を6回、分科会を1回、現地調査を1回、予定しています。

開催内容としましては、第1回から第3回の部会及び河川分科会において、39事業の概略審議をお願いします。具体的には、本日の第1回部会で、農業農村整備、下水道事業の概略審議をお願いします。ここで審議が終了した事業については、事業継続が妥当かどうか、また、付帯意見の有無についての部会意見を取りまとめていただきます。また、審議が終わらなかった事業については、次回以降の部会において報告または詳細審議となります。

河川分科会につきましては、先ほどの説明どおりで、来週になりますが、6月16日の開催となっております。

7月14日の第2回部会では、分科会で選定された河川事業の他、ダム、地すべり事業の概略審議を、8月4日の第3回部会では、道路と街路、都市公園事業の概略審議をお願いいたします。この段階で、39事業すべての概略審議を終える予定ですが、今回は審議事業数がとても多いことから、終わらなかった場合の予備日として、8月28日を予定しております。

次に、現地調査については、8月29日を予定しています。詳細審議に選定された事業を中心に実施していただきますが、現地調査自体の実施の有無や、調査対象事業の選定は概略審議を終えた段階で決定していただきます。

詳細審議については、9月8日の第4回部会及び10月16日の第5回部会を予定しております。第5回部会では答申案を取りまとめていただきます。

答申については、10月下旬を予定しています。

年明けの第6回部会では、部会意見対応状況報告と再評価事業完了報告、2次事後評価の試行報告を行うこととしております。以上が今年度の部会審議のスケジュールになりますが、審議状況によりまして、部会の開催回数が増える場合もございます。

最後に、5の県民意見聴取につきましては、6月11日から既に実施しておりまして、7月10日までの30日間で行います。周知方法としましては、県のホームページや県政情報センター、各地方振興事務所内にある県政情報コーナー、議会図書室で評価調書の閲覧ができるようにしております。また、県政だより6月号への掲載、県政ラジオ、関係する市町村の広報誌等により、広く県民の皆様へお知らせすることとしております。なお、県民からの意見提出状況については、第3回部会で報告をする予定です。説明は以上になります。

森杉部会長 今の説明でおわかりとは思いますが、念のため、資料1の3の分科会審議について確認します。分科会審議では部会全体での審議が必要な事業を選定することになりますが、部会審議が不要と判断された事業の取扱いについては、その事業は部会で審議しませんので、部会への結果報告の承認をもって、継続妥当や中止などの分科会意見を部会意見としますので御了承ください。分科会の方で問題のない事業については、その時点で意見を決定していただくということです。改めて最後に意見を取りまとめますから、その段階で修正することはできますが、一旦、そのような格好で決めておきたいと思っております。

同様なことが河川事業以外の概略審議にも発生しまして、問題がないような場合は概略審議の段階で継続妥当や中止などの意見を決め、詳細審議には持ち込まないようにします。一旦、そのような格好で決めておきたいと思っております。この点も含めまして御質問はありませんか。

森杉部会長 よろしいですか。

それでは、御了承をいただいたものとして、審議の進め方については資料に記載のとおりとします。

次に、(2)平成20年度公共事業再評価対象事業について、事務局より説明願います。

事務局 本年度の再評価対象事業の概要について、事務局より説明いたします。

はじめに審議資料をご覧ください。2ページ、3ページが対象事業の一覧になります。個別の事業の説明は省略いたしますが、3ページに記載の一般国道108号花湊山バイパス事業につきましては、本来なら今年度の再評価対象になる予定でしたが、今年度から国直轄事業へ移管しております。県が事業主体でなくなりましたので、再評価対象事業からは除外となっております。なお、移管の経緯等については、道路事業審議の際に担当課から説明する予定としています。

4ページをご覧ください。再評価調書の要旨になりまして、各事業の概要を記載しております。一番右側の欄には、県の対応方針(案)を記載しておりまして、すべての事業について事業継続の自己評価としております。

次に、資料2をご覧ください。重点評価実施基準の結果表になります。この重点評価実施基準については、昨年度の部会において御審議、御助言いただき、一部の指標について追加・変更をし、昨年度の部会で変更案について御了解をいただいております。今回はその変更した内容で算出しておりますので、改めてこの基準の見方、考え方を簡

単に説明いたします。

重点評価実施基準は、評価条例施行規則で規定しています事業の進捗状況、社会経済情勢、効率性などの評価基準について、定量化できる部分を指標化し、その合計点をともに、詳細審議事業の選定や事業継続の適切性を判定する際の参考として使用いただくものです。平成14年度から毎年度、その結果を部会へ提出しておりますが、部会からの御意見をもとに、試行錯誤を繰り返しながら指標内容を改善し現在に至っております。

部会における重点基準の結果の使われ方については、現行では、事業種毎の性格の違いや指標間の重みの違いなどをなかなか反映できていないために、重点基準の結果から機械的に重点評価を実施する事業、つまり、詳細審議を行う事業を選定するまでには至っておりませんが、再評価調書による審議の際に、問題点の所在の可能性を分かりやすく示す参考資料として部会へ提出しております。

指標1から6について簡単に説明しますので、資料2の3ページと併せてご覧ください。

指標1の事業停滞年数は、現時点における事業の休止年数を示しております。点数については、以下の指標についても同様ですが4段階のランクに分け、0点から3点までの配点としています。点数が高いほど問題や課題が大きいだろうということを示しており、最大値3点の場合には赤色で記載しています。

指標2の事業工程乖離度は、現在の事業進捗率と現計画における事業進捗率の差、つまり、現計画に比べ実際の進捗率が進んでいるのか遅れているのかを示すものです。今後の進捗の見通しを判断する有効な指標と考えます。

指標3の事業工程延伸度は、何らかの理由により初期設定工期が伸びてしまった状態を数値化するために、今回新たに追加しています。初期設定工期に比べ、現計画における工期がどのくらい伸びているかを示しています。

指標4の事業費増加度は、当初事業費設定の精度を高めるためにも、再々評価事業についても前回再評価時との比較ではなく、当初に設定した全体事業費との比較を行うことに今回変更しております。

その他、指標5のB/Cの最新値、指標6の事業需要変化度についても、それぞれ設定のランクで数値化しています。

以上、指標1から指標6までの点数を合計し、要再評価度を判定しております。合計点数が低いほどその事業に問題は少なそうだ、逆に合計点が高いほど問題が大きそうだということを示しております。0点から6点までをW、ホワイトカード、7点から12点までをY、イエローカード、13点以上をO、オレンジカードとして表しています。イエローカード、オレンジカードになった事業については、それぞれの色で事業全体をマーキングしています。

以上の方法で、今年度の39事業を見ますと、イエローカードに該当する事業は、黄色でマーキングしている13事業になりまして、赤字で記載の指標部分に問題がありそうだと推測されます。なお、今回、オレンジカードに該当する事業はありませんでした。

本日の部会で御審議いただきます下水道事業、農業農村整備事業について結果状況を見ますと、資料の2ページになりますが、事業番号32～34番の3つの下水道事業及び38番の経営体育成基盤整備事業（円田2期地区）がイエローカードに該当していますので、後ほど、その要因を事業担当課から説明をいただきます。

なお、委員にお配りしています再評価調書のファイルには、この重点基準の結果表を入れてありますので、部会審議の際には、毎回、御参考にしていただきますようお願い

いたします。また、再評価調書の最後の部分に、平成 15 年度再評価時の答申、評価書及び概略審議と詳細審議の審議内容整理表を綴じてあります。再々評価の事業については、15 年度の審議の論点も調書説明の際に併せて行うことにしますが、御活用いただければと思います。説明は以上になります。

森杉部会長 御質問はありませんか。

平成 15 年度の前回再評価の時に、詳細審議になった事業がわかれば教えてください。

事務局 平成 15 年度に詳細審議となりました事業は、順不同ですが、事業番号 5 番の迫川河川改修事業、22 番の坂元川総合流域防災事業、16 番の大川河川改修事業、27 番の長沼ダム建設事業、3 番の坂元道路改良事業、2 番の出島道路改良事業、29 番の J R 仙石線多賀城地区連続立体交差事業、31 番の加瀬沼公園整備事業になります。

森杉部会長 他にありませんか。

よろしいですか。それでは、議事の（2）は終わります。

次に、事業の審議に入ります。はじめに、事業番号 32 番から 35 番までの下水道事業 4 事業について審議します。説明は 4 事業一括でお願いしますが、最初の事業は詳しく説明していただき、残りの 3 事業についてはポイントを絞って説明願います。30 分以内できれば 25 分程度で説明をお願いします。審議は 1 事業ずつ行います。

本日の審議にて未回答事項が無く、委員の了解が得られた事業については、継続妥当などの部会意見をまとめていきたいと思っておりますので御協力の程よろしく申し上げます。なお、この部会意見については 10 月に開催を予定している答申案を取りまとめる部会において最終的に決定します。本日は一応の結論を出しておく格好となります。それでは説明をお願いします。

下水道課長 下水道課でございます。本日はよろしくお願いたします。

本日御審議いただく事業は 4 事業でございます。各流域下水道事業について御説明する前に、本県の流域下水道事業について御説明させていただきます。スライドを用意いたしましたので、これで御説明させていただきます。

下水道は生活雑排水等の汚水の処理と大雨時の雨水の排除に大きく区分されます。県が流域下水道として行っている事業は、そのうちの汚水の処理を目的としているものでございます。この汚水の処理は、快適で質の高い生活環境保全と公共用水域の水質保全といった 2 つの役割を持っております。

流域下水道における県と市町村との役割分担ですが、民家や工場から直接下水を受け入れる事業は流域関連公共下水道として市町村が事業主体となります。県が流域下水道事業として行うのは、これらの市町村が接続する幹線管渠やポンプ場施設及び下水を処理する終末処理場の整備と運転管理でございます。

平成 20 年 3 月末の宮城県行政人口は約 233 万人ですが、下水道処理を行っている区域の人口で申しますと、流域下水道の区域内人口は約 82 万人で、県全体人口の 35% をカバーしている状況です。また、市町村が自ら汚水処理まで行っている単独公共下水道が 40% となっております。その他の 25% を占める人口の内訳は、農業集落排水などの小規模な集合処理施設や合併浄化槽などのほか、浄化槽などの汚水処理施設が設置されていないところの人口でございます。

宮城県では公共用水域の水質保全と下水道整備の地域格差解消の観点から、7つの流域下水道事業を実施しています。今回御審議いただくのは、仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、鳴瀬川流域下水道、吉田川流域下水道の4流域であります。

本日御審議いただきます4事業は、平成10年度において評価を受けているものであり、また、付帯意見等はありませんでしたことを、まずは御報告いたします。

部会長御指示のとおり、4事業を一括説明の後、御審議いただきしたいと思います。各流域について、事業地の位置、事業の内容、事業費と事業の進捗率、事業の効果、費用便益比の算出方法、費用便益の算出結果などについて御説明します。

なお、下水道事業は、全体計画といった将来計画と、当分5カ年から7カ年を实情にあわせ事業を実施する事業認可計画の2つの計画があります。事業の評価にあたっては、全体計画をベースに行っておりますことを申し添えます。

仙塩流域下水道について御説明いたします。再評価調書の1ページをお開き願います。

仙塩流域下水道の事業区域は、宮城県のほぼ中央の広域仙台都市圏に位置し、仙台市の七北田川左岸区域と塩竈市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町の全域など3市2町にまたがる区域が対象流域となっております。処理区域の面積は9,461ヘクタール、人口378,180人の汚水処理の計画となっており、そのうち平成20年3月末現在で、面積7,100ヘクタール、人口318,671人の区域が整備済みとなっております。

幹線管渠については、七北田川左岸幹線、利府幹線、仙台幹線などの8幹線で、総延長36.2キロメートルが計画されており、スライドの緑色の七北田川左岸第二幹線、利府第二幹線の2幹線を除く延長26.2キロメートルが整備済みとなっております。また、ポンプ場については、塩竈幹線の上流端部に計画箇所1箇所が整備済みとなっております。

処理場は、多賀城市大代地先に位置しており、処理した水は貞山運河に放流しております。計画処理汚水量は、日最大246,000立方メートルで水処理施設として5系列が計画されており、現在、水処理施設4系列が整備済みです。処理方式は、全体計画では担体併用型嫌気・無酸素・好気法を採用しており、放流先の水質も考慮し、窒素・リンの除去にも対応可能となっております。現在は、平成17年度に完成した第4系列が嫌気・無酸素・好気法で処理を行っております。第1系列から第3系列までは、従来の標準活性汚泥法で処理しておりますが、今後、施設の改築時期とあわせて、嫌気・無酸素・好気法の水処理に随時移行して行く予定です。なお、処理水は、BOD計画値10ミリグラム／リットルに対し平成19年度の実績年平均で3ミリグラム／リットルとなっております。

事業費と事業の進捗について御説明いたします。再評価調書は1ページから2ページにわたります。事業費は、着手時から再評価毎に整理いたしますと、当初180億円、平成10年度の再評価時990億円、現時点973億円となっております。当初事業費から平成10年度再評価時までにおいて大幅に事業費が増額となっておりますが、主な理由としては、事業着手時が昭和47年度であり物価上昇期にあったこと。仙台のベッドタウンとしての大規模な宅地開発計画及び仙台港の開発、仙塩工業地帯の進展等により計画区域が増大し、幹線管渠、ポンプ場、処理場等の増設計画が必要となったこと。放流先の水質を考慮し、窒素、リンの除去可能な処理方式に変更したこと。平成7年1月の兵庫県南部地震により、平成9年度に下水道施設の耐震対策指針が改訂されたことから地震対策費を計上したこと。などの理由によるものです。

また、平成10年度再評価時から現時点までにおいては、事業費が減額となっております。

ますが、主な理由としては、計画汚水量の減少に伴う管渠・処理場等の施設規模縮小による事業費の減少であります。このグラフは、事業着手時から平成 20 年度までの実績事業費の推移を表したものです。棒グラフは、管渠・ポンプ場・処理場についての年度ごとの事業費です。また、折れ線グラフは年度事業費の累計額を示しております。●印と金額は、着手時、平成 10 年度評価時及び現在における計画の総事業費となっております。平成 20 年度において、計画事業費 973 億円に対し、約 646 億円を投資している状況で、その進捗率は約 66%となっております。

次のスライドは、今後 10 カ年の事業費と内容をまとめたものであります。青色の棒グラフが増設事業を、赤色が改築・更新事業を示します。人口の減少や節水などから施設の増設事業は、当分の間無いと考えられます。今後は、既存施設の老朽化による施設の更新工事や地震対策としての施設耐震化も含めた改築事業が主な内容となって参ります。

流域下水道事業の進捗状況と今後の見込みについて御説明いたします。調書は 2 ページから 3 ページになります。上のグラフは関連市町の面整備額の実績と今後の整備予定額を年度毎に昭和 51 年度から平成 30 年度まで表しています。棒グラフは単年度整備額を、折れ線グラフはその累計額を表しています。仙塩流域の処理区域内は、普及率が 98.7%に達したこともありますが、関連市町の財政状況の悪化により財政投資額の伸びは鈍化していきます。また、下のグラフは実績流入量と面整備額から予測した流入量を表しています。棒グラフは処理場の現有処理能力を表しており、折れ線グラフは関連市町からの流入量を日平均と日最大でそれぞれ表しております。面整備額の伸びの鈍化に伴い、流入水量の伸びも鈍化していきます。

今後の進捗の見込みですが、流域下水道事業においては、流入下水量に合わせた段階的な整備を行っており、その流入下水量の伸びは、関連市町の整備量に依存することとなるため、本事業においても目標年次の延伸を行っていきたくと考えています。

なお、補足的な説明となりますが、最近の人口の減少、市町村合併などによる社会環境の変化や財政状況の悪化などに対応するため、下水道だけでなく汚水処理施設全般において、早期の全県民への普及を目的として、効率的な下水道事業の見直しを平成 21 年度を目途に行っているところでございます。

事業効果といたしまして、快適で質の高い生活環境の確保、公共用水域の水質保全の観点から御説明いたします。調書は 4 ページでございます。仙塩流域下水道は、着手年度も県内では 1 番早いことから、平成 20 年 3 月末で処理区域面積 7,100 ヘクタール、その処理区域内の人口は約 31 万 8,000 人となっております。また、公共用水域の水質保全に対してですが、スライドに示しておりますが、右上がりになっておりますのが水洗化率で、右下がりとなっておりますのが基準点での BOD の測定値です。貞山運河の環境基準点での経年的な BOD 値をみますと十分な水質保全の効果が現れております。

次に、費用の効率性について御説明いたします。調書は 5 ページです。まず最初に調書 11 ページの事業再評価に関わる費用効果分析の説明資料から算出方法について御説明いたします。費用効果分析を行うにあたっては、平成 18 年 11 月に社団法人日本下水道協会が発刊しております「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）」を参考としております。

まず、分析手法ですけれども、費用効果の分析手法は現在価値比較法に依って行っております。具体的には、過年度の投資額及び発生便益については、建設工事デフレーターにより評価年度の価格に補正し、その上で、社会的割引率の 4% を乗じ現在価値化を

行っております。また、将来の費用及び便益についても、社会的割引率により現在価値化を行っているものです。費用及び便益の算出の対象期間ですが、関連市町村を含め建設開始から建設完了後 50 年間としております。

次に費用の算出方法ですが、費用は、下水道全体計画及び財政計画等に基づき、各項目毎について年度ごとの総和で算定しております。一方、便益の算出方法は、代替費用法を用い、年度毎の効果額の総和で算定しております。

費用と便益について算出した各項目について御説明いたします。調書は 15 ページページからとなります。費用算出の各項目は、年度別建設費、年度別地代換算用地費、年度別改築費、年度別維持管理費の各項目で算出いたしました。便益の算定は代替費算定法で行いますが、この代替となる算定項目は、生活環境改善の費用、水洗化効果の費用、公共用水域の水質改善効果の費用の 3 項目について行っております。調書は 16 ページからになります。最初に「生活環境の改善効果」ですが、下水道の未整備区域では、代替事業として悪臭防止のための中小水路への覆盖及びヘドロ除去のための水路の定期清掃が必要であると考えられます。そのため、中小水路の覆盖費用及び水路底部の清掃費用をもって生活環境の改善効果としております。「便所の水洗化効果」といたしましては、下水道事業が実施されない場合に便所の水洗化の代替事業として必要な浄化槽の設置・維持管理費等及び浄化槽汚泥を処理するために必要な浄化槽汚泥処理施設の建設・維持管理費等をもって便所の水洗化効果としております。「公共用水域の水質保全効果」といたしましては、下水道整備により公共用水域の水質が改善されることになり、公共用水域の環境価値が増大することから、仮想金銭化法いわゆる CVM における支払意志額をアンケート調査により求め、公共用水域の水質保全効果としております。

アンケート調査は、マニュアルにおいて参考事例として掲載されている他流域下水道の仮想金銭化法事例の平均である、1 世帯当たりの月額 3,000 円に対して、周辺の川や海などをきれいにするための負担可能額として、高い・妥当・安いのうち、いずれかのアンケート調査を実施し、その結果、妥当であるとの回答が最も多く寄せられたことから採用としたものです。

アンケート調査結果の内容を御説明します。今回の事業評価対象である仙塩、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川の 4 流域の合計で御説明いたします。まず、アンケートの対象者ですが、合計 446 名となっています。そのうち男 350 名、女 95 名の内訳となっております。年代別では、30 代・40 代・50 代が大半を占めている状況です。

水環境の満足度についてのアンケート結果ですが、非常に満足しているが 11%、普通が 66%、不満であるが 22%の結果であります。

次に、支払い意志額についてのアンケート結果ですが、世帯当たり 1 ヶ月で 3,000 円の妥当性を訪ねたところ、妥当な額が 46%、もっと高くても良い 5%、高すぎるが 47%で、妥当な額ともっと高くても良いの計が 51%と半数をやや上回っている状況です。

費用便益の算出結果について御説明いたします。調書 5 ページに結果を、その根拠を調書 20 ページ、21 ページに示しております。スライドで御説明します。表の縦は、費用 C とその内訳、また、便益 B とその内訳です。いずれも市町施行の関連公共下水道と県施行の流域下水道について各々算出しております。表の横は、総費用と、それに対し社会的割引率を乗じ現在価値換算費用を表しております。仙塩流域下水道の場合は、便益算定期間は 154 年と長期間となりましたが、費用便益比 (B/C) は、1.61 との結果となっております。

以上で、仙塩流域下水道事業についての御説明を終わらせていただきます。

引き続き、阿武隈川下流流域下水道事業について御説明いたします。説明は、仙塩流域下水道事業と同様の順で説明いたしますので、共通分は省略させていただきます。

阿武隈川下流流域下水道の事業区域は、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、大河原町、亘理町、村田町、柴田町、丸森町、蔵王町など5市6町にまたがる区域が対象流域となっております。処理区域の面積12,960ヘクタール、人口358,800人の汚水処理の計画となっております。そのうち、平成20年3月末現在で、面積8,804ヘクタールで、人口282,599人の区域が整備済みとなっております。

幹線管渠は、阿武隈川幹線、白石川幹線、村田などの9幹線で、総延長107.3キロメートルが計画されており、スライドの緑色の阿武隈川第二幹線、白石川第二幹線の2幹線を除く、延長90.7キロメートルが整備済みとなっております。また、ポンプ場については、計画箇所7箇所に対し、6箇所が整備済みとなっております。

処理場は、岩沼市下野郷地先に位置しており、処理した水は二の倉地先の海への直接放流しております。計画処理汚水量は日最大で216,000立方メートルを処理する水処理施設として8系列が計画されております。現在、水処理施設4.5系列が整備済みです。処理方式は、標準活性汚泥法による処理となっております。なお、処理水は、BOD計画値15ミリグラム／リットルに対し、平成19年度の実績年平均で2.8ミリグラム／リットルとなっております。

事業費と事業の進捗について御説明いたします。事業費は、着手時から再評価毎に整理いたしますと、当初850億円、平成10年度の再評価時1,189億円、現時点1,148億円となっております。当初事業費から平成10年度再評価時までにおいて、大幅に事業費が増額となっておりますが、主な理由としては、蔵王町の流域下水道への新規参入、仙台市の政令都市の制定、仙台空港の国際線化などによる開発計画等により、計画区域が増大し、幹線管渠・ポンプ場の増設計画が必要となったこと、などの理由によるものです。また、平成10年度再評価時から現時点までにおいては、事業費が減額となっておりますが、主な理由としては、過年度における実績事業費による減少であります。

このスライドは、事業着手時から平成20年度までの実績事業費の推移を表したものです。平成20年度において、計画事業費1,148億円に対し、約890億円を投資している状況で、その進捗率は約78%となっております。

次のスライドは、今後10カ年の事業費と内容をまとめたものであります。青色の棒グラフが増設事業を、赤色が改築・更新事業を示します。今後は、既存施設の老朽化による施設の更新工事や地震対策としての施設耐震化も含めた改築事業が主な内容となっております。

事業の進捗状況と今後の見込みについて御説明いたします。阿武隈川下流流域の処理区域内は、普及率が91.1%に達したこともありますが、関連市町の財政状況の悪化により財政投資額の伸びは鈍化していきます。また、下のグラフは、実績流入量と面整備額から予測した流入量を表しています。今後の進捗の見込みですが、流域下水道事業においては、流入下水量に合わせた段階的な整備を行っており、その流入下水量の伸びは、関連市町の整備量に依存することとなるため、本事業においても目標年次の延伸を行っていきたくと考えています。

続きまして、事業効果について御説明いたします。調書は4ページでございます。阿武隈川下流流域下水道は、平成20年3月末で処理区域面積7,804ヘクタール、その処理区域内の人口は約283,000人となっております。下水の処理区域内における環境基準点での経年的なBOD値は十分な水質保全の効果が現れております。

費用便益比の算出方法については、仙塩流域下水道事業と同様ですので省略させていただきます。

費用便益の算出結果について御説明いたします。調書5ページに結果を、その根拠を調書20ページ、21ページに示しております。スライドで御説明いたします。表の縦は、費用Cとその内訳、また、便益Bとその内訳です。いずれも市町施行の関連公共下水道と県施行の流域下水道について各々算出しております。表の横は、総費用と、それに対し社会的割引率を乗じ現在価値換算費用を表しております。阿武隈川下流域下水道は、便益算定期間は143年で、費用便益比（B/C）は1.25との結果となっております。

以上で、阿武隈川下流域下水道事業についての御説明を終わらせていただきます。

次に、鳴瀬川流域下水道事業について御説明いたします。鳴瀬川流域下水道は、大崎市と美里町の1市1町が対象流域となっておりますが、町村合併前は、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧小牛田町がもともとの関連町となっていた区域であります。処理区域の面積1,610ヘクタール、人口31,600人の汚水処理の計画となっており、そのうち、平成20年3月末現在で、面積885ヘクタールで、人口24,993人の区域が整備済みとなっております。

次に幹線管渠は、志田幹線、小牛田幹線の2幹線で、総延長21.1キロメートルが計画されており、全延長が整備済みとなっております。また、ポンプ場については、計画箇所5箇所が整備済みとなっております。

処理場は、大崎市小間塚地先に位置しており、処理した水は、隣接する鳴瀬川に放流しております。計画処理汚水量、日最大16,400立方メートルを処理する水処理施設として8系列が計画されており、現在、水処理施設5系列が整備済みです。処理方式は、処理水量が小規模なことからオキシデーション・ディッチ法による処理となっております。なお、処理水は、BOD計画値15ミリグラム／リットルに対し、平成19年度の実績年平均で1.7ミリグラム／リットルとなっております。

事業費と事業の進捗について御説明いたします。事業費は、着手時から再評価毎に整理いたしますと、当初95億円、平成10年度の再評価時234億円、現時点220億円となっております。当初事業費から平成10年度再評価時までにおいて、大幅に事業費が増額となっておりますが、主な理由としては、旧小牛田町の流域下水道への新規参入、旧松山町の土地区画整理事業・工業団地の開発計画等

により、計画区域が増大し、幹線管渠・ポンプ場の増設計画が必要となったこと、などの理由によるものです。また、平成10年度再評価時から現時点までにおいて事業費が減額となっておりますが、主な理由としては、計画処理水量の減少による施設規模縮小による減少であります。

このスライドは、事業着手時から平成20年度までの実績事業費の推移を表したものです。平成20年度において、計画事業費220億円に対し、約172億円を投資している状況で、その進捗率は約78%となっております。

次のスライドは、今後10カ年の事業費と内容をまとめたものであります。今後は、既存施設の老朽化による施設の更新工事や地震対策としての施設耐震化も含めた改築事業が主な内容となっております。

事業の進捗状況と今後の見込みについて御説明いたします。上のグラフは関連市町の面整備額の実績と今後の整備予定額を年度毎に表しています。棒グラフは単年度整備額を、折れ線グラフはその累計額を表しています。鳴瀬川流域の処理区域内は、普及率が76.3%に達したこともありますが、関連市町の財政状況の悪化により財政投資額の伸び

は鈍化していきます。また、下のグラフは、実績流入量と面整備額から予測した流入量を表しています。面整備額の伸びの鈍化に伴い、流入水量の伸びも鈍化していきます。

今後の進捗の見込みですが、流域下水道事業においては、流入下水量に合わせた段階的な整備を行っており、その流入下水量の伸びは、関連市町の整備量に依存することとなるため、本事業においても目標年次の延伸を行っていきたいと考えています。

続きまして、事業効果について御説明いたします。調書は4ページでございます。鳴瀬川流域下水道は、平成20年3月末で処理区域面積885ヘクタール、その処理区域内の人口は約25,000人となっております。下水の処理区域内における環境基準点での経年的なBOD値は水質保全の効果が現れております。

費用便益比の算出結果について御説明いたします。調書5ページに結果を、その根拠を調書20ページ、21ページに示しております。表の縦は費用Cとその内訳、また、便益Bとその内訳です。いずれも市町施行の関連公共下水道と県施行の流域下水道について各々算出しております。表の横は、総費用と、それに対し社会的割引率を乗じ現在価値換算費用を表しております。便益算定期間は93年で、費用便益比(B/C)は1.23との結果となっております。

以上で、鳴瀬川流域下水道事業についての御説明を終わらせていただきます。

次に、吉田川流域下水道事業について御説明いたします。

吉田川流域下水道は、大和町、富谷町、大郷町、大衡村の3町1村が対象流域となっております。処理区域の面積は4,106ヘクタール、人口101,187人の汚水処理の計画となっており、そのうち、平成20年3月末現在で、面積2,744ヘクタールで、人口65,839人の区域が整備済みとなっております。

次に幹線管渠は、富谷幹線、大和大衡幹線、北部幹線、大郷幹線、北部第二幹線の5幹線で、総延長28.3キロメートルが計画されており、全延長が整備済みとなっております。また、ポンプ場については、計画箇所4箇所が整備済みとなっております。

処理場は、大和町鶴巣地先に位置しており、処理した水は隣接する竹林川に放流しております。計画処理汚水量、日最大75,000立方メートルを処理する水処理施設として6系列が計画しております。現在、水処理施設3系列が整備済みです。処理方式は、全体計画では硝化促進型循環変法(担体投入型+急速ろ過)で計画しておりますが、現在は、標準活性汚泥法で処理を行っております。これは、放流先である竹林川や吉田川の流水量に対し、処理水の放流量が多くなった場合の河川への影響を考慮して、より高度なBOD除去を行う高級処理方法で、計画放流量で日最大70,000立方メートル、放流水質で15ミリグラム/リットルを超えた場合に導入する計画です。なお、処理水は、BOD計画値15ミリグラム/リットルに対し、平成19年度の実績年平均で2.4ミリグラム/リットルとなっております。

事業費と事業の進捗について御説明いたします。事業費は、当初240億円、平成10年度の再評価時425億円、現時点425億円となっております。当初事業費から平成10年度再評価時までにおいて大幅に事業費が増額となっておりますが、主な理由としては、仙台第二工業団地、大和流通・工業団地、富谷町住宅団地等の開発計画により、計画区域が増大し、幹線管渠・ポンプ場・処理場の増設計画が必要となったこと、などの理由によるものです。

このグラフは、事業着手時から平成20年度までの実績事業費の推移を表したものです。平成20年度において、計画事業費425億円に対し、約271億円を投資している状況で、その進捗率は約64%となっております。

このグラフは、今後 10 年間の事業費と内容をまとめたものであります。今後は、既存施設の老朽化による施設の更新工事や地震対策としての施設耐震化も含めた改築事業が主な内容となって参ります。

事業の進捗状況と今後の見込みについて御説明いたします。調書は 2 ページから 3 ページになります。上のグラフは関連市町の面整備額の実績と今後の整備予定額を年度毎に表しています。棒グラフは単年度整備額を、折れ線グラフはその累計額を表しています。吉田川流域の処理区域内は、普及率が 81.3% に達したこともありますが、関連市町の財政状況の悪化により財政投資額の伸びは鈍化していきます。また、下のグラフは、実績流入量と面整備額から予測した流入量を表しています。面整備額の伸びの鈍化に伴い、流入水量の伸びも鈍化していきます。

今後の進捗の見込みですが、流域下水道事業においては、流入下水量に合わせた段階的な整備を行っており、その流入下水量の伸びは、関連市町の整備量に依存するこことなるため、本事業においても目標年次の延伸を行っていきたくと考えています。

続きまして、事業効果について御説明いたします。吉田川流域下水道は、平成 20 年 3 月末で処理区域面積 2,744 ヘクタール、その処理区域内の人口は約 65,000 人となっております。下水の処理区域内における環境基準点での経年的な BOD 値は水質保全の効果が現れております。

費用便益比の算出方法については、仙塩流域下水道事業と同様ですので省略させていただきます。

費用便益の算出結果について御説明いたします。調書 5 ページに結果を、その根拠を調書 20 ページ、21 ページに示しております。表の縦は、費用 C とその内訳、また、便益 B とその内訳です。いずれも市町施行の関連公共下水道と県施行の流域下水道について各々算出しております。表の横は、総費用とそれに対し社会的割引率を乗じ現在価値換算費用を表しております。鳴瀬川流域下水道は、便益算定期間は 73 年で、費用便益比 (B/C) は 1.48 との結果となっております。

以上で、吉田川流域下水道事業についての御説明を終わらせていただきます。

森杉部会長 一つずつ審議をした方がいいと思いますが、その前に質問をしておきたいということがございましたらお願いします。

徳永委員 ちょっと全部にかかわる話なので、最初に 2 点ほど確認しておきたいんですが、まずこの期間のとり方なんですけれども、期間を市町村側の理由で延ばしていきますよという言い方をされているんですが、それによってポンプ場を増やすとか、管渠を延ばすとか、幹線を延ばすとかということであればわかるんですが、もう今の能力の中で、処理場自体としての能力は確保できているというふうにも見えるので、そういう問題に対して、本当に期間をずるずる延ばしていくのがいいのかどうかというのがちょっとよくわからなかったの、そのあたりを少し説明していただきたいというのが 1 点です。そのときに、結局延ばしたことによってその施設の老朽化問題が出てきて、その費用をまた追加で計上するというのは、何かちょっと違うような気がするんですね。それは通常の維持管理ではないのか、当初の計画の事業としては、造ったところまででいいのかないという気がしないでもないんですけれども、その辺の考え方がちょっとよくわからないので、少し教えていただきたいのが 1 点です。

それからもう 1 点が、便益のところなんです、生活環境の保全という部分と、それ

から便所の水洗化ですね、これがダブルカウントになっていないかというのがちょっと心配なんです。便所を水洗化すると、個別浄化槽をつけるということをやった場合には、その場合でも蓋をしたりとか、どぶさらいをしたりということが必要なかどうか。もし個別浄化槽で対応すればそういう必要がないとすれば、上とダブルカウントになってしまうんじゃないかというのがちょっと気になったんですけれども。以上2点です。

加藤委員 あわせて関連でいいですか。徳永先生の最初の質問と関連するんですが、ただいまの御説明の中で各地区とも増設から改築、更新へと、こういうふうに変化が来てきているわけですね。そうしますと、各地区に一応完成予定年度というのが平成41年度とかとそれぞれ入っているんですが、その改築更新を含むと、エンドレスみたいにずっとこれが続くんじゃないかなという感じがするんですが、その場合に徳永先生も言われていましたように、増設というか新設する分の事業はその事業として一たん区切りをつけて、その後の維持管理更新事業みたいな、どこかで区切らないと、いつまでもこれは終わらないような感じを受けるんですが、いかがでしょう。

森杉部会長 ほかに、よろしいですか。どうぞ。

沼倉委員 ちょっと観点は違うところなんですけれども、どの計画も上位計画の法定計画があるということの御説明があるんですけれども、その中での代替案で単独処理ではなくて流域にすることがメリットがあるという御説明なんです。この法定計画で単独処理との比較をされた時点というのは、一体どの時点であり、今現在もこのときの判断が有効であるのかどうかということについてお聞きしたいんですね。というのは、やはり非常に年月がかかっています、やはり時間というのはコストなんです。ですから、加藤先生と徳永先生と私、意見違うかもしれませんが、追加で修正がかかるというのは、これは工事が終わらないからなんです。これはやはりコストだと思うんです。なので、私は入れた方がいいという考えなんですけれども、やはりこの法定計画の一体どの時点のところの判定だったのかなど。当然それが、何十年もたった今も、本当にその計画というのがいいのかどうかという反省は、随時見直しをしていかなければいけないと思っていますので、この代替案のところについても総括的に御説明をいただければと思います。

森杉部会長 どうぞ。

山本委員 3点ほどあるんですが、一つはパワーポイントの資料の10ページのCVMに関してなんですが、これはマニュアルがそうなっているのかどうか教えていただきたい。私も研究でCVMを使うときは、その辺は回答した金額の相場でするのが普通で、これを見る限りでは、下の欄ですね、恐らく3,000円よりも平均すれば低くなるであろう数値にしか見えないので、マニュアル的に一番多く答えたものをもっていいということになっているのであれば、それはそれでいいかと思うんですが、これについてお答えいただきたい。

もう1点は、下のスライドの真ん中のところに、同様の全国的な調査による回答、平均では3,000円/世帯となっていますというのが、ある種非常に誘導的な聞き方だなあという、みんなが3,000円と言っているんだからこのぐらいでいいでしょうというよう

な感じの聞き方になっていて、もしその3,000円という目標額みたいなものを設定するにしても、ちょっと聞き方としてこれは問題がないのかなというふうに感じているので、この辺マニュアルとかがそうなっているのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

あとはこれはもう本当に単純な質問なんですが、全部の計画のBODの水質のもの、計画ではほとんど10から15ミリグラム／リットルとなっているのが、実績ではよくてすばらしいんですけども、1.7から2.8なんです。そんなに逆にきれいに、きれいなならきれいな方がいいということであればそれでいいんですけども、何か過剰な設備になっていたりとかということはないのだろうかということが、逆に気になりました。むしろ計画よりほとんど七、八倍の効率を上げてらっしゃるようなので、そこまでやる必要があったのかどうかというのは、これは私ちょっとわからないので、教えていただきたいということです。

田中副部長 先ほど来、更新の話もあって、それについては私も疑問に思ったところなのでぜひお答えいただきたいのです。今、水質について山本先生からもお話があったのですが、水質を表示しているのは放流水を見ているのかなと思ったら、必ずしもそうではないです。海域に出しているのに上流の川の水質を見ている。それは、この流域でこんなにきれいになっていますよという指標にはなるんでしょうけれども、放流水の水質をあらわしているわけじゃないです。あと、吉田川の方は別の支川のデータですね。だから、必ずしも放流した後の水質を見ているわけでもなくて、これらのデータはどういう趣旨で出しているのかなという感じがしました。阿武隈下流についてはやはり海域の水質を示してこの程度だというんじゃないといけないと思います。この辺まで水質浄化していますよとか、自然界へのインパクトはこうですよということが見えないように思ったんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

遠藤委員 事業費の方でお聞きしたいと思います。四つの事業、根拠法令としては同一の法令のもとに事業をなされているんですけども、費用負担の内訳というのは4事業でんでばらばらな率になっていると思います。それで、末端の受益者負担あるいは自治体の負担の割合が、その事業によって違うのはなぜかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの沼倉委員と関連するかと思うんですけども、果たして広域の方が本当に効率的なのか。例えば、遠く離れているところでしたら、現在でも事業としてなされている農村集落や漁村集落という、そういう事業で取り扱った方が全体の事業費が抑えられるのではないかなと、そんなふうにも思います。その2点、お聞きしたいと思います。

もう一つ、同じく事業費なんですけれども、政令都市の仙台市が入ってきた際にも、その費用負担の割合というのは同じなのかも教えていただきたいと思います。仙台市はお金持ちだと思いますので、少し割合がふえてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

森杉部長 これ今質問をお聞きしてまして、前回もこういう質問があったのではないかなと思ったんですけども、特に法定段階のコストの比較というのは、前回もこういう議論があったように思うんですけども、議事録にそういうのがあるかどうか、今から御回答いただく間にちょっと調べてくれませんか。

事務局 平成10年度の前回再評価時ではなく、平成17年の別の下水道事業で議論されています。

森杉部会長 そうですか。別の下水道事業でそういう議論があったと。
お答えいただけるところからお答えいただけますか。難しい問題ですけれども。詳細なことは、担当の方から直接お答えいただいても構いません。

下水道課 質問がすべて書きとめられなかったので、漏れた場合はもう一度御指摘いただければと思います。まず、1問目の期間のとり方のお話がありました。実は評価だけじゃなくて、実質我々としても「いや、あと100年かかるの」とかというのは現実的な問題としてとらえているわけでございます。今回、二つの期間、事業完了から50年を基本にしますよというのを私お話いたしましたけれども、今回100何年とか50年プラス何年とかいう形で評価したのは、便益のとり方として、工事が完了してから維持管理も含めて50年をとりなさいという決まりだったものですから、マニュアルの中の決まりという形で、今回便益として仙塩ですと150年とか100年とかという考え方をさせていただきました。実際は事業の完了は、町の財政計画等を踏まえた形で、何年まで終わるんでしょうかということで二通りの書き方をさせていただいております。
それからもう一つは、後でよろしいでしょうか。

森杉部会長 今回の件をもう少し詳細に説明いただきたい。

徳永委員 50年とかとれば、当然維持管理で更新というのも出てくるはずですから、費用便益でそれを考えていただくのがいいんですけども、いわゆる事業計画の中でそこまで見ているものなんですか。

下水道課 それで、事業費でお示しいたしましたのは……。

森杉部会長 例えば、どこか表がございませんかね。事業のスケジュールとか。調書でもいいですし。

徳永委員 例えば、もう5年10年で終わっちゃった事業であれば、その後50年使っている間に施設の更新がありますよというものは、当初の10年間で終わった事業の中にはそのコストは計上されてないですよ。

森杉部会長 されていますよ。そのときの維持管理費として。その後の継続の中に。

徳永委員 その辺がちょっとよくわからないので。

森杉部会長 論点はそのあたりですね。

徳永委員 例えば費用便益の考え方と、いわゆる事業の評価との最初の当初の事業費ということの考え方が、ちょっと違うんじゃないかなというのがよくわからないんですよ。

森杉部会長 横軸で時間をとって、どの時期にどれだけの費用がかかっている、それでどの時期から便益が発生したのかというこの時系列がわかると、今の問いに答えられるんじゃないかと思うんですね。多分、それぞれ延々とこれ続くわけでしょう、基本的に。少なくとも増設のところは。わかりにくいですね。

遠藤委員 今回の説明というのは、完成後 50 年も見ているんですか。

森杉部会長 その完成の定義がどれかということなんです。完成というのは一体何を意味するのかということ。

特にポンプ場というか、下水処理場はどんどん増設していくわけでしょう。その完成という意味がわからない。

徳永委員 例えば、便益を 50 年先まで考えますよといったときに、その間にどうしても情勢は変わってくると思うんですね。だから、それがあから事業期間は 50 年のままでずっと続きますよというふうな言い方にも聞こえたんでそれは違うのかなと。

下水道課 例えば仙塩流域下水道事業の評価調書の中で、2 ページに再々評価時に完成予定年度というふうに書いております。これが 2 ページに事業期間というところ、再々評価は一番右側になりますけれども、これの一番下に完成予定年度 H41 というふうに書いておりますけれども、実際の事業期間、仙塩流域下水道が今計画している施設をつくり終わるのがいつですかというのが、この 41 年度でございます。これで一応事業は完了したというふうに、まず私どもは整理しております。

加藤委員 ただ、更新が続いたとしても、そこで一たん打ち切ると。

下水道課 ええ、打ち切る。それが事業の考え方だというふうに私どもは評価しています。

下水道課長 今回の全体計画が完了する年次が 41 年。だから、それが拘束されるのは県の税金じゃなくて、面整備の進捗によって県の全体計画が変わる。それが、今いわゆる一通りヒアリングをして、その全体計画が完了するのが 41 年になります。

森杉部会長 その 41 年はいいいんですけれども、これまでに既に供用開始しておられるじゃないですか。ほとんどのいろいろな管渠の部分と、それから処理場でしたか。こういうものはサービスが提供されておられるわけですから、その部分についてはこの 41 年より前に、ある時点で完成しているわけですね。そうすると、その時点から直ちに 50 年間の便益が発生しているはずですよ。

沼倉委員 ただ例えば、その処理場が 100%稼働した場合を予定してつくっているとすると、それは 100%稼働していない不稼働の状態、稼働率が悪いという状態でつくっているんだと思うんですね。確かに一部は便益は発生していると言いつつも、全部完成しないとこの計画全体が成り立たないとすると、コストはやはりコストとしていいんじゃないか。ただ、便益は一体その前から発生している分もカウントしているかどうかじゃないかと

思うんです。そのコストをそこから維持管理で省くというよりも、やはり完成が遅延するという事はコストはかかるんですよ。維持もしなければ全体のところまで持っていけないわけですよ。ただし、その前に便益は一部発生していると。その便益がこちらの全体の便益の中に入っているかどうかという考え方が……。

森杉部会長 私も同じなんですけれども、41年なら41年でいいですから、これまでにかけたコストというものはすべて入るべきだろうし、だから先ほどの更新のものも入るべきだと思います。それから便益の方も、これより前に発生している便益もあるから、この41年度から便益が発生するという見方をすると、ものすごく過小評価になってくるから、それは問題になる。

沼倉委員 ですから、先行して発生している便益は含まれているんですか、どうですかという質問についてはいかがでしょう。

下水道課 今、先ほど事業費が41年で終わりますというお話ししました。今度、費用便益のお話になりますけれども、費用便益は供用開始から仙塩流域下水道事業で言いますと、51年に供用しておりますけれども、51年から関連公共下水道が事業を完了した50年後までという形で、費用便益をはじいております。

沼倉委員 ということは、その便益が過小に評価されている可能性がある。

森杉部会長 平成41年度から便益が発生すると考えているんですか。

下水道課 はい、供用を開始した年から。

森杉部会長 供用を開始した年というのは、どういうことですか。

下水道課長 昭和53年にもう一部供用したんですね。その供用開始したときから便益が発生している。

森杉部会長 発生しているわけですね。それはそれで結構ですね。費用も先ほどおっしゃったように、改築の費用もこの中に時系列的に入っていると。

下水道課長 だから、耐用年数過ぎて更新するものは当然ダブるわけです。

森杉部会長 だから、すべて入っており、その取り扱いで整合性がありますね。これは。それでよろしいですよ。

加藤委員 便益のところは今除いて、この工期の問題で、先ほど完成予定年度を平成41年度と、そこで打ち切りますみたいな御説明をいただいたんですが、前回の再評価時点では平成10年度で、そのときはあと15年かかりますよと。そこから10年経過して、その後さらに20年以上かかりますよと。意地悪な見方をしますと、次の10年たったときに、その後また30年ぐらにかかりますよと。そういうふうに何となくエンドレスのような感じ

を受けるのですが。

下水道課長　今、市町村の財政事情にこじつけるのはあれなんです、今回当然関係市町村にヒアリングをやっています。おたくの今持っている計画はあと何年で完了するんですかと、財政規模から調整すると、例えば平成 60 年までと。60 年までかかる面整備に対して、じゃうちが全体計画をどういう形で完了させるか。それは 41 年なら 41 年で完了するという計画があった。ですから、うちは受け身なんです。すべて。

徳永委員　県ではあと何が残っているのかというと、よく見えなかったんですよ。今の御説明で。既にもう 5 系列ができていて、全体からいくとその 5 系列終わりですよと言っているわけですから、そういう意味では処理場自体はもう終わりなのか。そうすると、あと残っているのは何なのか。幹線もできていけば、面整備がおくられてもあと接続するだけの話ですから、一体何が残っているんですかというのがよく見えなかったということです。

森杉部会長　それでは、その残っている工事の中身を御説明いただければそれでいいんですね、これは。そうですね。

徳永委員　増築なるものですが、6 ページのグラフで見ると、ほとんど改築なんですよ。これはだから、もう老朽化が始まったやつの改築工事がここに計上されていて、というふうに見えちゃうので、本当に増設で必要な追加工事は何なんですかというのが、28 年にちょっとだけあるんですかね。

遠藤委員　最初の制限の分での幹線がまだ 10 キロ残っているという説明だったと思うんですけども。

森杉部会長　この改築と増設の違いがわからないんですね。そういうことですね。質問は。どうぞ。

下水道課長　増設については、先ほど説明したようにまだ 4 系列しかありませんので、水処理は所在市町村の面積に合わせて 1 系列増設する必要があります。それから、管渠についても、また幹線が一部緑か何かで表現されているのがあるかと思いますが、それはまだ面整備が多くやっていないので、1 本しか幹線をつくってないんです。ダブる場合に入ってきます。そういう増設部分がまだあります、ということです。

森杉部会長　増設でしょう。改築と今おっしゃいましたか。ここに赤は改築と書いてあるんですよ。青は増設と書いてあるんですよ。

下水道課長　増設です。今の話は。

森杉部会長　今の説明は増設ですね。そうすると、もうほとんど残ってないはずなんですよ。この増設の方は。そうすると、赤の方なんですけど、赤は一体何のコストで、改築というのはどういうコストですかということなんです。これは維持費になっていませんかということでしょう。

下水道課長 耐用年数が過ぎて、管の場合だと 50 年、いろいろな施設だと 15 年とか 20 年という耐用年数がありますので、その期間でいわゆる更新するという計画が入っている。

森杉部会長 そういうことか。なるほど。それはもう一つのコストだと、投資だと考えるんですね。この場合は、ポンプとかあるからね。

加藤委員 ですから、その更新というのはずっと続くんじゃないですか。

森杉部会長 ずっと続きますね。41 年度に完了ということでもいいんですか、その場合に。この更新というものがずっと永遠に続くことになりませんかということ。

下水道課長 ですから、増設部が完了するのが 41 年です。

沼倉委員 でも、やはりこれは事業を集中して完成しないと、やはりコストはかかるんですよ。それは市町村の足並みがそろわないのがこの全体計画になってしまったから、これはもうしようがないですよ。コストで、お金かかる。

森杉部会長 いえいえ、そうじゃなくて。この増設の方はこれでいいですよ。41 年でもうやりませんよということだから。はっきりしているんですよ。問題は改築の方ですよ。この更新のは、現在からどんどん古くなっていくから、どんどん更新していかなければならないですね。そうすると、41 年度でこの経費はとまらないですよ。今後もこのコストはずっとかかっていきますよね。それは入っているんですか。

下水道課長 それはいわゆる完成後 50 年です。

森杉部会長 その中にもコストがこれは入っているんですか。

下水道課長 入ってます。

加藤委員 いいですか。この事業、下水道事業は、でもこの管理というのは、全体の管理は必要だと思うんですね。これは今度今の事業所じゃなくて、何か管理事務所みたいなものを新たに設置して、ずっと維持管理をやっていくという形でいいんじゃないですか。すると、それ以降はそこで更新とか改築とか出てくるということ、やるということ、そういうことですね。

森杉部会長 わからないですね。ちょっとこの説明、もう一回確認したいんです。その費用について。

徳永委員 当初計画の期間で終わっていれば、その更新は当初計画の事業費の中には入ってなかったはずの費用ですよ。だから、期間が延びたから、その間に更新をしなきゃいけないなくなっちゃって、それが事業費の中にまた入ってきたんですけれども。

沼倉委員 使ってなくてもお金かかりますよね。

徳永委員 だから、入ったらしょうがないんですけども。

沼倉委員 例えば、普通の車だって買っても、使わなくても自動車税はかかるし、そのコスト、例えば仙塩流域のところだと、仙塩流域の 21 ページの維持費というのがそのあれですか、改築か何かの浄化槽の維持、どんな部分の改築するんですかね。

森杉部会長 今、沼倉先生が言ったところで、21 ページよりも僕はわかりやすいと思うのは……。

沼倉委員 建設費というのと改築費というのがあるんですよ。別で。総事業費の中に、建築費と改築費と合計とあるので、その改築費というのが建設費よりも大きくなりますね。

下水道課長 では、担当の方から、この表の説明をさせます。

下水道課 今の 20 ページですけども、建設費については一番当初に初めてつくった、その施設を初めてつくったときの建設費が計上されています。今回、市町村の聞き取りのとおりで、期間がかなり延伸するような形、プラス 50 年までの期間、その間仙塩流域ですと便益期間として 154 年見えています。154 年間の間に、例えば土木施設ですと 50 年間で 1 回更新するような形で入っています。そうすると、単純には 3 回、建設が入るので 2 回更新するような形になってきます。その分が改築費用として入ってくるので、今ここでは改築費の方が 20 ページのところで大くなって、建設費プラス改築費を費用としてすべて盛り込んで計算しています。

便益の方についても同じ考えで、浄化槽についても同じような改築方針を繰り返して、代替費用としてどちらが高いだろうかという計算になっております。

森杉部会長 了解。それでいいんだ。一番素直な感じで、結構なんです。要するにわかりました。ただ、永遠に続くんですよ、この改築というのは。50 年に 1 回のペースでね。

徳永委員 ここで言っている建設費と、1 ページにある全体事業費が違う。

遠藤委員 途方もない金額ですね。20 ページの合計金額というのは、これは 1 兆 8,000 億という数字ですね。

沼倉委員 事業費は実際のお金の支払いが後で、B/C のときは現在価値割引額なので多分違っていいかと。

森杉部会長 わかりますか。20 ページの建設費等と改築費のそれぞれの値と、その合計と、それから 1 ページの 973 億という金額との関係はどうなっているんでしょうかという質問なんです。そういうことですね。

徳永委員 そうですね。その中に一部改築がもう入っちゃっているんですよ。多分。

森杉部会長　ちょっと待ってください。まず質問しましょう。混乱が起きるから、このところは。これクリアですよ、今のところ概念的に彼の説明はね。いいですよ。改築の中に更新のコストが入っていますから、平成 41 年以降にも建設費が入っているんですね、これは、改築費が。

下水道課　今の質問ですけれども、20 ページのところの上の建設費の流域、管渠、処理場、ポンプ場と並んでいますけれども、その建設費の流域分の計 936 億という数字があります。その下に用地費としまして、35 億というのがあります。これが流域の方の全体計画の事業費になります。そのほかは市町村の金額も含めて、その他維持管理費も含まれているという形になります。

森杉部会長　わかりました。

徳永委員　だから、1 ページには改築費は入っていないんですね。

下水道課　全体計画については、あくまでも施設の増設、今ある下水道流入量が計画として持っている流入量が処理できる能力を建設するための費用ということで、増設分しか入っていません。その後、下水道については維持管理費と改築が伴ってくるような形で、便益等の計算については入れております。

徳永委員　そうすると、いわゆる事業評価で見るときには、ここでいうピンクは見なくていいと。

下水道課　そうですね。今のうちの方で持っている計画、事業の内容の計画として入れさせていただいているんですけれども、今回の便益を出す上での評価はちょっと。この後もこの赤というのが 28 年度、青もこの後に増設分としてふえてくるような形で、28 年度以降も入ってくる。

森杉部会長　それでいいと思います。整合性があることはわかりました。ただ、建設費というときに、質問が出てきたように、これ一体この全体の中の何ですかということがわかりにくいんですね。

徳永委員　それで、28 年にかろうじてちょっと入っていますけれども、ひょっとすると、ずっと 20 年何も事業がなくて、増設に関してですよ、そして 41 年にぽっとあるというのを待って、ずっと事業を 20 年引っ張っていくのはいかがなものかという、そういうことですね。一遍もここでもう 10 年増築に関して何もやることないのであれば、ここでもう社会状況が変わったということで、ここで一遍事業は切って改めて対応するとか、そういう対応のやり方もありだと思うんですよ。

森杉部会長　今配付していただきましたのは、17 年に北上川下流東部流域下水道事業で、よく似た指摘事項があって、ここでいろいろな御質問をいただいているということがあるために、ちょっと今見つけていただいて配付しております。

それで、まずは今の徳永先生のおっしゃるような河川も実は同じような傾向があるんですけれども、増設としては、一たん終わってもいいような感じの事業で、そういうと

きは一たん休止するとか、中止するとかいう形の処理をして、そしてこの事業を一たんやめておくというような処置はいかがなものですかと、こういう今の御指摘なんですけれども、この点はいかがですか。

下水道課長　まだ進捗率が低くて、今現在も面整備というのが延々で行われているんですね。ですから、ある期間に増設工事がない場合はそういうこともあり得るかと思いますが、ある程度面整備が動いている状態になるんです。ですから、使途に応じて、例えばポンプ場なんかも段階的に小さいものしかつくっていませんので、使途によって増設というのは今でもやっているんです。ですから、それを逆に事業を切ってしまうとなると、その受けがとれなくなるということになります。ただ、その延々と続く、ある程度進捗率がもう90%ぐらいになってきて、その部分については逆に生活処理排水基本構想というものを市町村と一緒に今進めていまして、逆にこれは下水道は外したらいいんじゃないですか、合併浄化槽でやったらいいんじゃないですかとか、例えば農業集落でやったらいいんじゃないですかというような役割分担の見直しを今させてもらっています。

森杉部会長　今の徳永先生のおっしゃったことは、私も、このパワーポイントの方の6ページの仙塩流域下水道事業の場合、これを見ますと増設は青ですから、これでは平成17年度までにほとんど終わっているんですね。あと残っているのは、平成28年度にちょっと残っていると。こういうわけですね。そうすると、現在20年度ですから、この間は増設はまずないんですね、ここは。これは既存の施設の改築更新を必要とするという経費ですよ。ですから、建設という事業という観点から見ると、この間全く事業がないような状況ですから、そうすると一たんここは休止する、河川でもやるんですけども、中止するか休止するとかいうような措置に基づいて、ここについての建設事業はありませんよということを明示化するというような措置をしたらどうでしょうかと、こういう御質問なんです。私の解釈によればですね。そういうことでしょうか、先生。これは先ほどもおっしゃったように、今やっておられる計画と絡む問題でありますので、少なくとも計画をなさるときには、ぜひともそういう措置のことの御検討をぜひともお願いしたい、最少限度。こういうふうに思うわけですけども。

加藤委員　改築とかの更新は、今後は維持管理の中に入るというあれになりますか。これは建設部分ですか。

下水道課　建設事業で改築をやる。我々の仕事上は、設置新設と、それから改築、修繕、維持という形で、大きく四つに分かれるんですけども、改築までは国から補助をもらってやっております。それは建設事業という形で補助をもらっております。

加藤委員　気になったのは、維持管理でやっちゃうと、全部関係市町村で負担しなければならぬ。補助金や県費が入らない形になるから。

森杉部会長　そういうことですか。非常に大きな問題ですね。維持管理費の場合は、市町村とか県の負担が国の負担に100%みたいになってくるから、建設費で続けていかざるを得ないと、こうおっしゃるわけですか。

徳永委員　それがこの1ページには出てこないですよ。それは変じゃないですか。

沼倉委員　これは予算の体系の話なのである意味しようがないところがあるんだと思うんですけども。ただ、再評価するときにはどういうふうに扱いましょうというのがあってもいいんじゃないでしょうか。最初の仙塩でも利府で93.9%までもうでき上がっていますので、恐らくこれはもうほぼ完成していると。ただ、ほかの阿武隈川とか、そちらはやはり50%を切っている市町村もあるとなると、まだつくっている途中という取り扱いもできるとは思いますので、この仙塩については評価という形とは、ただ予算の関係があるので、今の体系だけでもというふうに考えてはどうですか。

森杉部会長　今の話で基本的な仕組みとか費用の考え方とかいうことは一応わかりましたので、問題はあと残っている課題は、1ページの書き方と今御説明を受けたやり方とが食い違っていると。そうすると、今回は結構ですが、1ページの書き方をどうするかということとを少し検討していただいけませんかね。更新費というものの取り扱いですね。これは建設費の中に今入ってないですよ。1ページの経費の中に。これが建設費とは別途にありますよという指摘があれば、それはそれで一つの整理の仕方だと思いますし、いずれにせよ1ページのところに、この費用を記載するという方向性で検討していただいけませんかね。この件は。

徳永委員　とりあえずB/Cではちゃんと入れて計算してクリアしているので、それは問題ないと思うんですけども。ただ県民に対して、最初の建設費しか見せていないというのは、何かちょっと過少評価というか、そういう見せ方になってしまうような気がするんですね。

森杉部会長　そういう誤解を与えるので、そこに付記するとか、注で書くとか、そういうこともいろいろあるだろうと思いますけれども、ひとつ調書の書き方として、どうあるべきかということ、これは行政評価室の方かもわかりませんが、ひとつ御検討いただけませんか。

沼倉委員　それと、やはりこれだけ長期に渡ったというのが、当初の完成予定が平成2年なのに今41年まで延びているのは、やはり延び過ぎだということあると思うんですね。恐らくこの広域の流域でやるものというのは、多くの市町村が絡んでやるものなので、足並みがそろわないとやっていけない事業のはずなのが、やはり足並みがそろっていないということは、うまくいったとは評価はできないんだと思うんですね。査定のところ。B/CがBの方が上回っているので、結果は継続で、例えば仙塩の場合は90%以上なので、その評価が変わることはないと思うんですけども、ただやはりうまく進められたというような評価は与えられないんじゃないかと思います。かかり過ぎとか、コミュニケーションはちゃんとやったんですかという話になります。

下水道課長　そういうことは関係者に対してやっていますし、できるだけ財政が厳しいので、そういう維持管理とかの負担を軽減するような努力は県ではしています。毎年維持管理費も安くしています。市町村も間に合わなくて、使用料を上げたり、そういう形になっているのが事実です。

沼倉委員 最初の私の質問にも入るんですけども、最初のときにこういう形をとろうといった計画が、一体どの時点でどれだけ皆さんの市町村の体力がある中で決めた法定何とかの計画なんだろうという、その最初の計画のところに疑問があるのと、それは今現在やはり有効なのかどうかというのは、もう一回御提示いただきたいなというふうに思います。

森杉部会長 きょうはそういうことをお答えできないような状況ならば、次回でもいいですよ。今の御質問は物すごく難しいと思うんですね。先ほど配りました資料の2ページに代替案の比較というものを質問して、それに対してお答えいただいているんですね。こういうイメージの御質問ですよ。この場合もいろいろなケースがあったんですね。

下水道課長 この事業計画をつくる際には、当然いろいろな代替案をつくりまして、一番経済的な方法が、このいわゆる流域下水道という形のお墨付きをいただいている。

森杉部会長 今はないけど、この次見せていただくということによろしいですね。

沼倉委員 でも、そのとき、当初の採択の事業費というのが現在建築費だけの比較ですと、相当変わっていますので、そのときの判断が本当によかったのかなというフォローの言葉も欲しいですね。

森杉部会長 これは全く前回と同じ状況ですね。そういうふうなことを含めて、当初のときの計画についてお進めいただいて、計画が妥当なものであるかどうかとか、あるいは修正の要があるかどうかとかいうことの資料にさせていただきたいと思いますので、次回で結構でございますので、こういうような感じのものを当初採用された時点での代替案比較を事務局と検討し、提出願います。

森杉部会長 次回まとめて全部資料とともにやりますということになれば、それはそれでもう、きょうの段階では打ち切ってもいいと思いますが、実はまだ残っていますので。

下水道課長 質問も全部聞き取れなかった部分もありますので、皆さんのメモを書いたものを集めて、次回、御回答するような形をとりたいと思います。

森杉部会長 ではお願いいたします。よろしく。

沼倉委員 もう一つ質問したいんですけども、このパワーポイントの9ページのアンケート回答で、男性の回答が非常に多くて女性の回答が非常に少ないんですが、何でなのかなと思ってます。単に女性が回答しなかったのかどうか。それとも、聞くのが男性に対して多く質問をしているのか。

山本委員 こういうアンケートを家に出すと、世帯主が回答してくれると男性の回答が多くなります。

下水道課 おっしゃるとおりです。

森杉部会長 ついでに誘導尋問的じゃないかという質問に対してはどうか。

下水道課 それについては、確かに聞き方として余り、誘導的に感じられると思うんですけども、今回やる上で細かく聞く方法もあったんですが、ちょっと指標として簡易な選び方というか、今回マニュアルに事例がある中でとるということを前提にさせていただいてまして、それを聞くのに対してまず3,000円というのを提示させていただいております。おっしゃるとおり、ちょっと誘導的な形にはなっていますが、事例を踏まえた形になっていますので、その辺はちょっと。

山本委員 こういうのってどうしても低い方に出がちなので、みんなフリーライダーになりたがるので、基準額を設けるのは僕はむしろ構わないと思うんですね。そのとき何となくみんなが言っているからではなくて、行政としてこの設備をこれから設置していくためには、この程度が必要であると考えていますというふうに、きちんと行政サイドの意見であるということに対して御意見をもらうようにした方が、誘導ではなくて、行政の意見に対してあなたはどうかということ聞いた方がいいんじゃないかと思うんですね。そうしないと、何となく、何となくみんなが言ったからとなっちゃうので、やはり専門家としてこのぐらいのことは必要だと思っておりますということを自信を持って提示していただいた方が、私は誤解がなくていいだろうなと思います。

徳永委員 追加質問をお願いしたいんですけども、仙塩で面積がふえているんですけども、人口が計画より10万減っちゃったんですが、このあたりを少し補足で説明していただきたい。

それから、吉田川が北部中核団地とか入っているみたいなんですが、そこの工場の排水関係はどういう形になるのか、ちょっと教えていただきたいですね。次回で結構です。

森杉部会長 今お答えになりますか。

下水道課 これはですね、仙塩のお話で言いますと、人口、仙台市はまだ安定的でございますけれども、富谷町までは安定的だということですが、よそは大体減ってきております。ただ、工場等の開発を仙台市はまだ持っておりまして、それを今見直ししていますけれども、下水道計画にはまだ見直しを反映させていないというところで、ちょっと差が出てきています。これは人口じゃなくて、先ほどの吉田と同じような形で幾らを排出しますよという言い方になりますので、人口は加味されていないということでございます。

北部中核は吉田川流域が受けておりますけれども、今のセントラルとか、そういうものがございますね。これはまだセントラルとか汚水量をいただいて、計画にはまだ反映させていないところです。今回の評価の計画には、反映させていないところです。ただ、今流下能力が、今セントラルの方からお示ししていただいている流下能力では、管渠施設は間に合うだろうと。ポンプの増設とか、処理場の増設が、今後ほかの企業等が入ったときに、今から増設していかなければならないというところが、ちょっとぶらぶらのところです。

森杉部会長 わかりました。その件は、やはり次回まとめていただきます。これかなり大きな問題ですね。どういう方向で処理しようとしているかという方針を説明いただきたい。

下水道課 企業とのお話なので、どのぐらい排出量が出されるかというのがまだ確認出来ていない状況です。

森杉部会長 いえいえ、そういうのはいいですよ。

徳永委員 企業というよりも、もうそこを工業団地として設定しているわけですから、当然計画時点であったでしょうから、そういうこととも対比しながらどうなのかという。

森杉部会長 どういう処理の仕方をなさる方針かということ、方針を書いていただいたらいいですよ。

下水道課長 例えば、住宅団地であれば工業系に変えたり、もともと流通団地に工場が入ったりというような形になりますので、これは実際排出量に合わせて、うちの方は受け入れる準備がございまして。

森杉部会長 ということを書いていただいて、御報告いただければいいですから。

徳永委員 人口だと、もう人口原単位ですぐわかるんですけども、そういう産業系のものはどう変化するのかよく見えないので。

森杉部会長 いいですか。ほかに御質問ありませんか。
よろしいですか。
今回はこれで終わります。10分休憩します。

(休憩)

森杉部会長 再開します。後半は農業農村整備事業の経営体育成基盤整備事業になります。事業番号は36番から39番になります。説明は4事業一括でお願いしますが、最初の事業は詳しく説明していただき、残りの3事業についてはポイントを絞って説明願います。25分程度で説明をお願いします。

農村整備課長 本日御審議いただきます農業農村整備事業の実施部門を担当しております農村整備課の川村でございます。よろしくお願いいいたします。個別の事業に入ります前に、評価対象事業を取り巻く農業経営環境について若干御説明をしたいと思います。

昨年度、国においては、我が国の農業政策改革の中核的施策として、農業経営に視点を置いた品目横断的経営安定対策を導入いたしました。しかしながら、水田農業経営のあり方について、国民的な議論が国会を含めてなされまして、本年度から対策への加入要件が緩和されるなど弾力的な対応がなされている状況であります。

しかしながら、米政策の基本としている生産調整が十分には機能せず、大幅な価格下

落を招くなど、ますます農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。そういった中で、評価いただきます経営体育成基盤整備事業、いわゆるほ場整備事業として、食料の根幹となる米、麦、大豆などを生産する基盤の整備、それから、時代のニーズに沿った農業経営の構造改善を進める上で、大きな役割を果たしておりますことから、集落営農組織から個別農家、担い手までの幅広い経営体から大きな期待を寄せられている現状にあります。

これから個別事業の説明を担当から申し上げますけれども、再評価の要因となった事業長期化の解消の目途も立ったことから、全地区、事業継続で行きたいと自己評価をいたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

農村整備課 各地区については、担当から御説明申し上げます。

最初に、事業番号 36 番「経営体育成基盤整備事業（多田川左岸地区）」を説明いたします。

まず、位置を御説明します。評価調書 11 ページをお開き願います。多田川左岸地区は、宮城県の北部、大崎平野の西部に位置し、加美町と大崎市にまたがる地区となっております。西側を一級河川・多田川、東側を一級河川・渋川が流れております。

調書 1 ページに戻って、「事業目的」を御説明いたします。整備前のほ場は、昭和初期に行われた耕地整理によるもので、区画は 10 アールと狭く機械作業の効率が上がらない状況でした。水路は用水と排水が兼用で、水管理において、一本の水路で切り替えながら行っていました。そのため、排水不良の箇所が多く、排水路が浅いため暗渠排水ができないところもありました。また、この水路は土水路であるため、洗掘や土砂堆積等が著しく、除草や補修などの維持管理に多大な労力と費用を要していました。農道についても幅員が狭く、大型の車両や農業機械が狭いということで使用できなかつたり、危険な作業となつたりしておりました。また、複数の農家が同時に作業を行うことが困難な状況となっていました。このようなほ場条件を改善することにより、自給率の向上や生産調整への対応できるよう事業を行ってきました。加えまして、食料の安定供給という点では、持続的で効率的な生産体制の整備と生産コストの低減を目的としています。また、農業の生産現場では、後継者不足や高齢化が課題となっており、農地の整備と同時に、地域の農家と行政機関や農協、土地改良区などが一体となり、生産体制の整備と言うことで、担い手を中心とした経営体制への構造転換を図ってきております。

次に「事業内容」について御説明します。事業着手は平成 11 年です。区画整理工 175.2 ヘクタール、暗渠排水工 7.7 ヘクタールでした。再評価時点の現時点では、区画整理は 3.7 ヘクタール減り 171.5 ヘクタールです。暗渠排水は 163.4 ヘクタール増加し 171.1 ヘクタールです。暗渠排水が増加した要因ですが、排水路の整備で排水不良が改良できる見込みでしたが、地下水位の状況や大豆等の転作作物の生育状況から暗渠排水が必要と判断し追加したものです。

次に「事業費」を御説明します。事業着手時は 30 億 4 千万円でしたが、現在 23 億 1 千万円となっており、差し引き 7 億 3 千万円の減額の予定となっております。この内訳は 2 ページとなります。主な理由としまして、ほ場整備実施区域の減少等により 1 億 5 千万円の減額となっております。暗渠排水区域の増加で 1 億 5 千万円の増額。工法変更や物価変動等により 7 億 3 千万円の減額となり、差し引き計で 7 億 3 千万円の減額となったものです。詳細は増減対比表のとおりです。

次に「事業の進捗状況」を御説明します。事業期間は、事業着手時の計画では、平成

11年度から平成15年度の予定でしたが、現在の完了見込みは平成23年度となっております。事業の進捗は、平成20年度当初予算までのトータルで、19億1千万円となっております。総事業費に対する比率で82.7%となっております。また、工事面積の進捗は、区画整理工が171.5ヘクタールで総面積に対する比率で100%となっております。暗渠排水は、平成20年度から着手する予定となっております。

次に3ページに移りまして、「工期の長期化の要因」を御説明します。本地区は、旧古川市、旧中新田町、旧岩出山町によるものでしたけれども、これら市町では、生産調整拡大に伴い、水田での大豆・麦栽培を推進したことで、多くの地域からはほ場整備への要望が出されたことにより、事業の着工地区数が増加し、同種事業を22地区で実施する状況となりました。そのための予算の拡大が困難となったことにより、実施中の地区で全体的に事業工期が延長となっております。関係する事業につきましては、3ページの表にまとめております。

次に「今後の進捗の見込み」を御説明します。調書4ページとなります。事業スケジュールは、調書10ページを参考に願います。面的整備は、平成19年度まで完了しております。今後は残っている連絡道路、用排水路の整備及び暗渠排水の171.1ヘクタールを平成22年度まで実施し、換地処分は平成23年度まで実施し事業を完了する見込みです。

次に「施設管理の予定・管理状況」を御説明します。農道は、大崎市及び加美町が砂利補修等の管理を行う予定です。水路、排水路は大崎土地改良区が管理を行う予定です。また、農地に接する農道、水路の草刈りや水路の泥あげ、江払いと呼んでおりますが、各農家が行う予定となっております。

次に「上位計画等」ですが、農業振興での位置づけとしては、市町村における「農業振興地域整備計画」や「水田農業ビジョン」となります。県では「みやぎ農業農村整備基本計画」が位置づけとなります。また、施設整備での上位計画としては、「国営かんがい排水事業」の大崎地区、大崎西部地区となっております。

次に4ページ下に記載の「事業を巡る社会情勢等」につきましては、先ほど課長からの説明にありましたので、省略し次に進ませさせていただきます。

5ページになりますが、「地元の情勢、地元の意見」について御説明します。加美町、大崎市ともに、農業が基幹産業であり積極的に振興を図ってきました。財政は非常に厳しい状況にありますが、今後とも予算を確保し事業の早期完成に向けて推進を図っていききたいという方針を確認しております。

次に「事業の有効性」を御説明します。これまでの事業実施により、次のような効果が発現していると考えられます。まず、大区画ほ場、50アールから1ヘクタールにすることによって、用排水路の整備及び水管理の合理化が図られています。2点目として、大区画ほ場と農道の整備により、大型機械の導入と農作業の効率化が図られています。また、担い手への農地集積によっても農作業の効率化が図られ、農業機械の保有台数が減少し経費節減が図られています。

この点につきまして、事前説明の際、沢の部分は区画が小さく大型機械の導入の支障にならないかとの質問をいただいております。調書12ページをお開き願います。上に伸びている沢の部分の面積を確認したところ、上に向かって中ほどあたりまでは、5,000平方メートルから8,000平方メートルの区画となっております。真ん中からさらに上流部に向かいますと、3,000平方メートルから2,000平方メートルの区画となっております。いずれの区画も現況の10アール区画または不整形の状況からはだいぶ区画が大きく

なっておりますので、ある程度、大型機械の搬入も可能な状況となっております。

効果の説明に戻りますが、担い手への農地集積率については表1になります。平成19年度まで50.7%で、目標に対して78%の達成状況となっております。次に表2ですが、担い手の育成状況ですが、担い手の数としては目標を達成しております。認定農業者数は86%の達成状況となっております。次に6ページの表3に農家の状況を整理しております。作業委託農家が増え、個別経営農家が減少し、担い手に集積が図られている状況となっております。表4は農業機械の保有台数を現しております。個別所有が減少し、機械経費の減少が図られています。計画までは達しておりませんが、順調に減少しているというふうに確認しております。次に転作の状況ですが、4ページに戻っていただきまして、作付状況が掲載されています。大豆の転作を例に取りたいと思いますが、目標34.4ヘクタールに対して、実施状況28.9ヘクタールということで、目標の84%程度と畑利用が図られています。従いまして、「想定される今後の事業効果」としましては、水田汎用化で転作作物が定着し、農地集積や機械の共同利用がさらに進むものと考えております。

次に7ページですが、「関連事業の概要・進捗状況等」を御説明します。関連事業は、国営かんがい排水事業の大崎地区、大崎西部地区となっております。進捗状況は表に記載のとおりです。

次に「代替案との比較検討」ですが、ほ場整備事業は、農作業の効率化を阻害している小區画水田や幅員の狭い農道、狭小な土水路を一体的に整備できることと、湿田を解消し汎用化できること、そして、ハード整備と同時に担い手農家を確保・育成することによって、地域農業を確立するために有効な事業であるため導入を図っております。

次に7ページの「コスト削減計画」ですが、工法変更により事業費減額となったものを記載しております。金額については、表記記載しているとおりの状況となっております。

次に8ページに「費用対効果」を整理しております。費用対効果は、「土地改良の経済効果」（平成9年版）に基づき算定を行っております。本地区の費用便益比は、表の一番下になりますが、事業着手時は1.01でしたが、再評価時は1.11となっております。費用便益比が上がった主な要因としては、建設費が下がったことによると考えられます。費用対効果につきましては、国営事業の関連がありまして、当初入っていなかった効果が新たに入っている部分がございます。これについては、表の右側の外の欄に※印を付けて、安全性向上効果、公共施設保全効果、水辺環境整備効果、修景的利用効果について簡単に説明を加えております。

次に9ページに「環境への影響と対策」をまとめてあります。地域指定状況等は、大崎市、加美町の「田園環境整備マスタープラン」において、環境配慮地区として位置付けられています。本地区におきましては、希少種をはじめ多くの魚類や両生類の生息が確認されております。魚類への対策としては、工事に先立ち捕獲し、施工区外へ放流したり、魚類が休息や避難が出来るよう水路の曲線部等に澱みを設ける対策などをしております。また、水路内に進入した両生類が脱出できるようスロープを設置するなどして、環境への影響を軽減する対策を行っております。また、工事の実施においては、低騒音や排ガス対策の工事機械を使用したり、汚濁水への対応をしております。使用する製品としては、グリーン製品の使用にも心掛けております。環境対策については、調書の22ページに澱み工やお助け工を所々に設けております。

続いて、事業番号37番「経営体育成基盤整備事業（中埴西部地区）」を説明いたしま

す。位置については、評価調書 11 ページをお開き願います。中埜西部地区は、県の北部大崎平野に位置し、大崎市と美里町に係る地域となっております。南は江合川、北に田尻川が流れています。

「事業目的」は先ほどの事業と同じですので、省略させていただきます。

次に「事業内容」を御説明します。事業着手は平成 11 年になります。区画整理工 625 ヘクタール、暗渠排水工 446.1 ヘクタールでした。本年度の再評価時点では、区画整理工は 14.0 ヘクタール増えて 639 ヘクタールとなっております。暗渠排水工は 185.9 ヘクタール増えて 632 ヘクタールとなっております。増えた理由は、先ほどの地区と同じで、地下水位の状況や転作作物の生育状況等から暗渠排水が必要と判断し追加したものです。

次に「事業費」ですが、事業着手時は 96 億 5 千万円でしたが、現在の完了見込みとして 63 億 4 千万円となっております。差し引き 33 億 1 千万円の減額となる予定です。内訳につきましては、2 ページをご覧ください。ほ場整備実施区域の増と暗渠排水区域の増で 4 億円の増額となります。工法変更や物価変動等によりまして 37 億 1 千万円の減額となり、差し引き 33 億 1 千万円の減額となったものです。この詳細につきましては、表に記載のとおりです。

次に「事業の進捗状況」ですが、事業期間は、事業着手時の計画では平成 11 年度から平成 15 年度の予定でしたが、現在の完了見込みは平成 25 年となっております。事業費の進捗状況は、平成 20 年度当初予算までのトータルで 34 億 3 千万円となっており、総事業費に対しまして 54.1%となっております。また、工事面積の進捗は区画整理 560 ヘクタールで、総面積に対しまして 87.6%となっております。

次に「工期の長期化の要因」ですが、この地区につきましても、先ほどの地区と同じく、旧古川市)、旧小牛田町、旧田尻町で同種事業を 23 地区実施したことで、予算の集中が難しかったことにより長期化しております。

4 ページに「今後の進捗の見込み」を記載しておりますが、今後は、区画整理工の未施工区域 79 ヘクタールと排水路の装工工事を平成 21 年まで実施する予定です。次に暗渠排水工の 629 ヘクタールを平成 23 年までに実施し、換地処分を平成 25 年度までに行い、事業を完了する見込みです。

次に「施設管理の予定・管理状況」については、記載のとおりとなっておりますので説明は省略します。また、「上位計画等」「地元の情勢、地元の意見」についても、記載のとおりです。

次に「事業の有効性」を御説明します。上の 2 項目については先ほどと同じですので説明を省略します。3 項目目ですが、農地集積の状況について表 1 を説明します。現時点での集積率は 64%となっておりまして、99%の達成となっております。担い手の育成状況としましては、担い手数は目標どおりとなっております。認定農業者数は 83%の達成状況となっております。次に 6 ページの農家の状況ですが、前地区と同じように、作業委託農家が増え、個別経営農家が減少し、担い手に集積が図られています。農業機械につきましても、個別所有が減少し、目標までには達しておりませんが、順調に台数が減っている状況となっております。4 ページ戻り、転作の状況ですが、大豆の目標が 143.3 ヘクタールとなっておりますが、実施状況は 133.2 ヘクタール、93%程の状況となっております。「今後想定される事業効果」としては、水田の汎用化に伴いまして、転作作物が定着し、機械の共同利用がさらに進むものと考えております。

次に 7 ページの「関連事業の概要・進捗状況等」「代替え案との比較検討」「コスト縮減計画」については、記載のとおりとなっております。

調書8ページの「費用対効果」を御説明します。こちらの費用対効果は、表の一番下にB/Cを記載しております。事業着手時は1.05でしたが、再評価時は1.39となっております。費用便益が上がった主な要因は、建設費が下がったことが大きいと考えられます。その他、「事業着手時との違いの要因」については、表の下に記載しております。

次に「環境への影響と対策」については、先の地区と同じ内容となっております。保護する対象等は、生物を確認したところによると、少し違う生き物が確認されておりますが、基本的な対応方針は同じとなっております。

以上が、「中埜西部地区」の説明となります。

次に事業番号38番「経営体育成基盤整備事業（円田2期地区）」を説明いたします。

位置ですが、宮城県の南部蔵王町の北東部に位置し、一級河川藪川の右岸に展開する水田地帯です。

次に「事業内容」を御説明します。区画整理工146.6ヘクタールa、暗渠排水工137.2ヘクタール、客土54.6ヘクタールでした。当初の客土は作土厚不足を改善するためのものでした。再評価時点では、区画整理工は3.6ヘクタール減り143ヘクタールです。暗渠排水工も区画整理工に伴い3.2ヘクタール減り134ヘクタールとなっております。客土工は、埋蔵文化財調査の結果により保護盛土が必要となったことから41ヘクタール増え95.6ヘクタールとなっております。

次に「事業費」ですが、事業着手時は27億8千万円でしたが、現在は34億2千万円の完了見込みとなっております。差し引きで6億4千万円の増額となる見込みです。この内訳については2ページに整理しています。ほ場整備実施区域の減少、物価変動等により8億円の減額となっております。埋蔵文化財調査及び文化財保護のための工法変更等により14.4億円の増額となり、差し引きで6億4千万円の増額となったものです。文化財の状況については3ページに整理してありますので、これから説明します。

「事業の進捗状況」ですが、事業期間は平成11年度から平成15年度の予定でしたが、現在の完了見込みは平成24年の予定となっております。事業費の進捗は、平成20年度当初予算までのトータルで22億3千万円となっており、総事業費に対する比率としては65.2%となっております。また、工事の進捗は、区画整理工が112ヘクタール終わっておりますので、総面積に対しまして78.3%となっております。

次に3ページの「工期の長期化の要因」ですが、先ほども少し触れましたように、文化財の調査及び文化財保護のための保護盛土工になります。

「今後の進捗の見込み」ですが、事業スケジュールは調書10ページに掲載していますが、今後、埋蔵文化財の発掘調査が平成21年度までに終了する見込みとなっております。区画整理工の残り31ヘクタールと客土工の残り31ヘクタールの工事を平成22年度まで実施し、暗渠排水工を平成23年度までに111.9ヘクタール実施する予定です。換地業務については、平成24年度までに完了する見込みです。

3ページになりますが、「施設管理の予定・管理状況」「上位計画等」については、記載のとおりとなっております。「地元の情勢、地元の意見」も先ほどの地区と同じ状況となっております。

調書5ページの「事業の有効性」ですが、3項目目の農地集積率のところから説明いたします。集積率は39.4%となっております。目標に対して61%の達成となっております。担い手数及び認定農業者数は100%の達成となっております。農家の状況、農業機械の保有台数につきましては、これまでの地区と同じ状況となっております。

「関連事業の概要・進捗状況等」「代替え案との比較検討」については、記載のとおり

りとなっております。

調書8ページの「費用対効果」を御説明します。B/Cは、事業着手時1.03でしたが、再評価時1.06となっております。この地区については事業費が増えていますが、この要因として、埋蔵文化財の調査や保護盛土に係る費用となっております。これにつきましては、文化財発見効果ということで、当初計上しておりませんでしたこの効果が、文化財対応をしたということで、費用便益に計上しております。この内容については、調査費や保護盛土の費用をそのまま計上するような形になっておりますので、相殺され僅かな変動となっております。文化財保護の調査及び盛土について、当初の計上がなかったことにつきましては、調査を行わないとこれらに掛かる費用の見込みがなかなか想定できないということです。調査に基づきまして、これらについては追加しております。

調書9ページ「環境への影響と対策」については、先の地区と同じ内容となっております。

「円田2期地区」については、以上となります。

続きまして、事業番号39番「経営体育成基盤整備事業（川北2期地区）」を説明いたします。

位置については、評価調書10ページをお開き願います。宮城県の北部栗原市若柳の北部に位置し、1級河川夏川の右岸に展開する水田地帯です。

次に「事業内容」を御説明します。事業着手は平成11年になります。区画整理工496.1ヘクタール、暗渠排水工472.5ヘクタールでした。再評価時点では、区画整理工は5.5ヘクタール増えて501.6ヘクタール、暗渠排水工は区画整理と同じく5.5ヘクタール増えて478ヘクタールとなっております。

次に「事業費」ですが、事業着手時は81億9千万円でしたが、現在は47億3千万円の見込みとなっております。差し引き34億6千万円の減額となる予定です。この内訳につきましては、2ページに整理しております。ほ場整備実施区域の増と暗渠排水区域の増で4千万円の増額となっております。工法変更や物価変動等により35億円減額となり、差し引きで34億6千万円の減額となったものです。

次に「事業の進捗状況」ですが、事業期間は、事業着手時の計画では平成11年度から平成15年度の予定でしたが、現在の完了見込みは平成24年の予定となっております。事業費の進捗は平成20年度当初予算までのトータルで27億1千万円となっております。総事業費に対しまして57.3%となっております。また、工事面積の進捗は、区画整理477.8ヘクタール施工しております。総面積に対して95.2%となっております。

3ページの「工期の長期化の要因」ですが、最初に説明した2つの事業と同じく、旧若柳町で同種事業を8地区実施したことによりまして、予算が集中できなかったことにより長期化しております。

次に「今後の進捗の見込み」ですが、今後は区画整理工の未施工区域23ヘクタール、暗渠排水工の478ヘクタールを平成23年までに実施し、換地処分を平成24年度まで行い、事業を完了する見込みです。

「施設管理の予定・管理状況」「上位計画等」「地元の情勢、地元の意見」については、記載のとおりとなっております。

次に「事業の有効性」を御説明します。3項目目の農地集積率から説明します。農地集積率は81.9%で、目標に対して127%の達成となっております。この地域は目標を大きく上回っております。担い手の状況につきましては、担い手数、認定農業者数は100%の達成となっております。作業委託、農業機械については、5ページに整理しておりますが、

これまでの地区と同じように推移しております。4ページに作付状況を整理しておりますが、大豆で言いますと、目標120.7ヘクタールに対しまして、実施が123.9ヘクタールとなっております、103%の実施となっております。従いまして、「今後想定される事業効果」としては、水田の汎用化に伴いまして転作作物が定着していくこと、農業機械の共同利用が進むことが想定されます。

6ページの「関連事業の概要・進捗状況等」「コスト縮減計画」については、記載のとおりとなっております。

調書7ページの「費用対効果」を御説明します。本地区の費用対効果は、事業着手時1.16でしたが、再評価時は2.01となっております。費用便益が上がった主な要因は、建設費が大幅に下がったことによると考えられます。その他の要因につきましては、表の下にまとめておりますのでご覧いただきたいと思います。

調書8ページに「環境への影響と対策」を記載しております。こちらの地区もこれまでと同じように、栗原市の「田園環境整備マスタープラン」等をもとに対策をしております。

以上で4地区の説明を終わりますので、御審議の程よろしく願いいたします。

森杉部会長 ありがとうございます。個別の審議を行います。まずは全体的なことについて御質問ありませんか。

山本委員 環境に対する対策で、すべて個々のアセス調査に基づいて適切に対応されていると思うので、これらの事業に対しての文句ではないんですけども、水路がつながっていると、今はなくても戻ってこられるタイプの生き物がいると思います。かなり希少な生き物がいるところは物すごくその環境対策が丁寧にとられていて、いないところは非常に簡易な対策になっていて、ある意味、先に希少な生き物をいなくさせてしまったところ勝ちというか、余り負担しないでつくれてしまうことを考えると、本来ならいるべき生き物が戻ってこられるような対策というのをある程度打ちながら、近くから導入するとか、水路を通じて戻ってこられるものが再度繁殖できるような形というものも、そろそろ検討してもいい時期ではないかなと思っています。ですからこの事業云々というよりも、そういったことに対してどのようにお考えかお聞かせ願えればと思います。

農村整備課 ただいまの御質問にお答えいたします。環境対策につきましては、今お話しいただいたように、当初はどのような生き物がいるかということから始めまして、なるべく生き物がいなくなるないように、保護するよにということを中心に始めておりましたけれども、最近では水系のネットワークということを考えまして、水田内の水路、それから排水本線である河川までを一元で、生き物が行き来できるようなネットワークが形成できないかということも模索しながら、事業を考えるような方向にはなっております。

具体的にどのようなものがされているかというのは、今後の課題もあるんですけども、地域との検討等はこのような方向でも進めるように今はなっております。ですから、ワークショップ等は事業の説明会等のときも開催するようにしております。

田中副部会長 今御説明いただいた案件で、いずれもB/Cが上がっていて、それ自体は結構だと思うのですが、御説明の中で物価変動というお話があり、一般的に考えると高くなる方が多いのではないかと思います。また、この調書で同種のほかの事業を見ても、そういう

ことがほとんどないですね。他の事業種では見直して高くなったというのは見られたのですが、この事業のように億単位で下がるというのは、この農業農村整備の特徴が何かあるのですか。その辺はどういうことなのですか。

農村整備課 事業費につきましては、各事業の特徴があるかと思いますが、農業農村整備事業の場合には、特に増額するというのは、当初の計画から後半で増額するということが大分難しい、そういう事業になっておりますので、なるべく費用的に高く見るわけではないんですけれども、標準的な事業で整備できる項目を大体見込むというような形で考えております。物価変動等によりましては、大体減額されることとか、大幅な変動は最近ない状況なんですけれども、入札等においては大分お金が下がっていますので、トータルでは下がっているのかなと思われれます。

田中副部長 それは落札率が下がっているということ、物価が下がっていると見ているわけですね。

農村整備課 物価とは違いますが、昨年の再評価の整理で、物価変動等の項目にそれも一緒に合わせるということでお話いただきましたので、このような整理をさせていただいております。

田中副部長 最近、国では、落札した後に事業を始めて、その後いろいろな経費が高くなった場合、その高くなった分を見ましようよとかいう話も出ていますよね。今回のように形の上ではB/Cが上がっているのはよいのですが、本当に当初考えていた品質を伴う事業が行われているのか。あるいは業者に対してすごく不利益を与えるような形になっていないのかどうか。その辺で、本当にこのB/Cだけで見ることでいいのだろうかというところに疑問を持つのですが。

農村整備課長 まさに今言ったとおりのことなのですが、四、五日前に県の契約課が新聞報道していますけれども、入札率が低い工事が品質が悪いんだろうかと。これはもう四、五年こういった状況が続いてまして、私たち農政のほかに土木も低入札工事の品質を心配して、例えば監督とかいろいろな評価をやり続けてきています。その効果があるのかどうか、それはそれとして、結果としては低入札でも品質はまず悪くないというような一定の答えは出てきています。

あと、低入札あるいは過当競争で、かなり建設業界が疲弊しているというような話もあって、いろいろ適正な価格はどの辺なのかということで、模索的にいろいろ資格基準を毎年いろいろ操作しながら、現在平均だと80%ぐらいに戻ってきています。よく95とか超すと談合ということが心配されたりするんですけども、今は80%ぐらい。ひところは75%とか、もうちょっと低かったんですけども、上げてくる工夫をしまして、品質の部分はちょっと心配なのかなと思っています。

あと、価格というか最初の見積もりはどうなんだろうかというお話も多分あるんだと思うんですけども、これらの評価してもらっているのが、大体11年度ごろの採択地区になっていて、ちょうど右肩上がりの終わりころのときなんです。ですから、非常に右肩上がりていくのではないかというような予測もあって、少し高どまりの見積もりが当時はあったんですけども、それが大分デフレスパイラルの期間がずっとあって、

10年間時間経っているんだけど、思ったほど物価も上がっていない。それから、今言った入札制度の改革で、さらにマイナスの要素があった。そんなことで結果的にはコストが便益を下回るというか、そんなことになって上がっています。農業全体の生産だけの効果を見ると、大体どれも落ち込んでいる。生産効果という部分は落ち込んでいて、その生産の要素がなければ大体みんな効果割れしていくような流れにあるんですけども、コスト縮減とかいろいろな要素を入れて、何とかこういった効果の出るような工夫をして、社会的な環境にもかなり助けられている部分もあると思います。

高橋委員 教えてほしいのですが、集落営農組織が、圃場整備が進むにつれて大分増えてきており、今回も4地区とも増えているようなんですけども、何人編成でその組織が成り立っているのかということ。また、生産法人がどこの地区も1法人だったり無かったりするのですが、集落営農から生産法人になり得る組織があるのかどうか。もしわかっていたら結構です。

あと、何か今までの先生たちの疑問、ちょっと私も暗渠工事とか携わった方なので、やはり11年以降は単価が大分下がっています。見直しかけられたというか、暗渠だったら1日に何メートル掘れるのかとか、1時間に何メートル掘れるのかとか、そういう単価が全部見直しされました。あとパイプラインとか、50ミリの暗渠管の単価とか全部見直しされて、ほとんど儲けがない状態の単価なんです。

要は、元請さんの儲けがどんどん少なくなって、孫請さんたちはもうとんとんでやるような工事の内容です。だから、孫請さんと、人足賃払えば終わりか、大体利益がないような状態でやっているような状態です。だから元請さんたちはもう本当に、前でしたら公共事業の上の方をとっていた人たちが、全部こういう面工事とか、農業関係の工事にも入ってきて、引き受けるようになったんです。そういう情勢があります、私の知っている範囲では。

農村整備課 今御質問いただいた集落営農の関係で、わかる範囲でお答えしたいと思います。最初に説明した多田川左岸地区は、集落営農を大体39.9ですので40ヘクタールぐらい取り組んでいるんですが、加美町では集落営農を推進しているために、先ほど大崎市と加美町というお話をしたんですが、加美町の方は集落営農1組織が形成されております。ですので、地域的には加美町のエリアに属する集落は、一つの集落営農組織となっております。ちょっと人数までは、細かく把握していないので申しわけありません。それから、生産組織が一つ……。

森杉部会長 大体の人数はどんなものですか。非常に新聞とかでよく見かけますよ。例えば10人とか、そんなレベルですか。

農村整備課 面積からすると、三、四十戸ぐらいの戸数になるかと思われます。それから、生産組織につきましては、5ページになるかと思うんですが、担い手の育成状況をここに記載しておりますけれども、これは担い手の数だけですので、組織としては1組織で、この生産組織の場合にはオペレーターの方2名いるんですが、この方は個別農家と重複するような形になっていますので、数字的には個別農家の方に入れております。個別農家の方が11人おまして、この方々は大体30ヘクタールくらいを耕作されているという状況です。申しわけないんですが、このあたりまでしかわからない状況です。

それから、次の中埜西部地区にまいりますと、こちらの方は12集落で集落営農に取り組んでおります。先ほどは町1個で一つの集落営農だったんですが、こちらの中埜西部地区の方は集落単位に小さな集落営農組織となっております。12集落ほどございます。法人でやっている方もお1人います。それから個別農家26名の方なんですけれども、そのように小さな生活単位になるような集落ごとの単位で、こちらは集落営農をやっているという状況です。

次に、円田2期地区ですが、実は南の方に行きますと集落営農が非常に少なくなりました。円田の方は個別担い手による農地集積という取り組みになっております。法人が一つありまして、法人については直売所の写真なども載せておりましたけれども、エコファーム蔵王という法人が一つできておりますが、そちらの方は10.8ヘクタールほど経営面積を持っております。あとは個別農家10名によりまして46ヘクタールほど耕作するという状況になっています。

それから、四つ目の川北2期地区ですけれども、川北2期地区につきましては、こちらは集落営農組織が9組織で、個別担い手の方は2名だけとなっておりますので、集積の中心となるのは集落営農ということになります。9組織、組織されておりますので、それで大体400ヘクタールくらいカバーされるような状況となっております。構成の人数なんですけど、申しわけないんですけど、そこまで今回押さえておりませんでしたので、そのような状況のお話だけをさせていただきたいと思います。

それで、集落営農の法人化のことも御質問いただいたんですが、集落営農の場合、将来的には法人化を目指すという目標を持っておりますので、当初、品目横断が出たときには5年以内ということもあったようなのですが、そのことについて余り厳しくは制限しないということに今なっているようなのですが、基本的には5年を目指して、その後何年いくと、というのはあるのかもしれないんですが、将来的には間違いなく法人化を目指す組織というふうに認識しております。

森杉部会長 よろしいですね。ありがとうございました。どうぞ。

沼倉委員 三つほどあるんですけども、全体的な調書の書き方ですが、代替案のところについての説明なんですけど、代替案というのは、この方法と別のものがあつたらそれを比べてくださいということを一般的に言います。それで、ここに書いてあることは代替案ではなくて、事業の目的が書いてあるわけですね。恐らくほかに方法がないということであれば、逆に他の方法はないということの書き方の方がベターなのではないかと思っております。それは全体についてです。

今のはどうでしょうか。代替案があつて書いているのですか。

農村整備課 代替案については、総合整備をしている事業がこれ一つなので、ないという状況になっています。

沼倉委員 わかりました。では、そのような書き方がいいかと思えます。

事業番号38の円田2期地区のところ、ここは遺跡があるわけですけども、この遺跡の事業費というのは、2ページだとどこに入っているのですか。

農村整備課 客土工の中に含まれております。

沼倉委員 客土工の全部ではなくて一部ということなんですか。

農村整備課 はい。一部になっております。

沼倉委員 それはその遺跡の分とそれ以外の分はどのぐらいに見積もられているんですか。

農村整備課 この2ページの表でいきますと、着手時に書いてあります54.6ヘクタールの1億5,000万円が当初になっていまして、増加分が41ヘクタール分ですので、5億6,000万円ほどに。それが文化財保護のために増えた費用という形になるかと思います。

沼倉委員 それとB/Cの関係ですが、B/Cの方では文化財の発見効果ということで年間で3,800万円計上されていますね。そうすると、年総額効果の中にこれ一部含んだものですから、還元率を掛けると、大体割り返しますので7億2,000万円ぐらいに便益を計算している形になるんですね。今の御説明だと、ちょっと多くて、5億6,000万円になるようにここ数字をもっていけないといけないのではないのでしょうか。8ページのところの文化財発見効果のベネフィットの項目で、このベネフィットはコストと見合いでもってきますという説明がありますね。そうすると、コストに見合う形で逆算をするとすると、5億6,000万円になるような数値、今これだと7億2,000万円ぐらいなので、逆に言うと、ここでいうと客土工全体が入ってしまっていると思いますので、もし検討されて訂正があるならば、次回にでも説明をお願いします。これは後で結構です。もう一回考えて。

あと、全体なのですが、2ページの「その他の工事費等」というところが全部の地区にありまして、大体総事業費の10%ぐらいあるものですから、この中身が何なのかということをお説明いただければと思います。今お答えいただければお答えしていただいているし、調べなければいけないなら、次回でも結構です。

農村整備課 まず、「その他の工事費等」のところですけども、これは事務費等がこの部分に入ってきております。工事費以外の測量試験費と用地買収補償費以外の項目をここに含めておりまして、事務費、それから工事雑費等というのは事業の中にはあるんですが、それらが入っております。

沼倉委員 主な変更理由というところで、例えば、工法の変更によって1.1億円増えたと記載があるので、何か工法がある事業のように受けとめられるんですけども。何かそうじゃない、4億円もの増やしなので。

農村整備課 換地とか、用地買収補償は載せておりますけれども、その他のところには換地の費用も入ってまいります。

森杉部会長 その辺は少しわかりやすい表現にしてください。

農村整備課 コメントを追加して、その他の項目を説明するようにいたしたいと思います。

沼倉委員　　お願いします。

森杉部会長　　ほかにございませんか。どうぞ。

徳永委員　　今まで皆さんがいろいろと言われていることの繰り返しになってしまいますが、入札とかそちらの方で工事費が落ちて、今回便益の方は利用効果で計測されているので、それはよくなったねということではいいんですが、その一方で先ほど御説明あったみたいに、工事事業者にとってはかなりきつい状況で、いわゆる建設に伴う直接効果というか、そちらの方は減ってきていて、地域としてはやはり結構大変な状況になっているんだなというのは、直接これとは関係ないので感想的な話になりますが。

その一方で、今回たまたまそれで工事費が安く済んだので、B/Cが改善されてよかったですねということにはなっているんですが、効果の方もやはり減ってしまっているというところで、冒頭説明があったように農産物価格の問題とか、そういうところが影響しているんだらうと思うんですが、そこら辺の見通しですよね。今後もその事業を継続していく中で、ここがあとどんどん目減りしていってしまうんじゃないかとか、そんなことも懸念されるので、その辺の見通しを少し御説明いただければありがたいと思います。

農村整備課長　　まさに今徳永先生がおっしゃっていること、我々も危機的な気持ちでとらえています。最近新たに新規採択するような事業というのは本当に神経を使って、どれだけの農業効果がまず直接的なものが出てくるのか。あと最近いろいろ言われている、農業の多面的機能と言われている部分をどれだけ貨幣価値に換算して、そして委員の皆様方に御理解をしてもらえるか。それを県だけではなくて、国の農林水産省も含めていろいろ検討しています。農業の直接的な生産効果だけ見ていくと、なかなかもう価格は下がっているわけですから、限界があるということで、効率化した部分とか多面的な農業が周辺に与える効果をどういうふうにしていくか、それを一生懸命研究して、それを効果としてのせて、そしてこういった農業の施策をするのは妥当であるというような話にもっていきたいということで研究しています。

当面は、とにかく極力費用が掛からないような方法でいい工事をするという工夫をしながら、早く世論的に農業の多面的機能がもっともっと高く評価されるような、世論の盛り上がり期待するようなPRをしていきたいというふうに考えています。いずれもとにかく何回も繰り返しになりますけれども、価格部分はもう下がり傾向というのはもうわかっていますので、価格が下がらない工夫、そして農業の多面的な効果をどういうふうにとらえていくか、その辺を一生懸命やっていくというのが現状です。

徳永委員　　多面的な効果も当然重要なのですが、やはり本体といいますか、作物価格自体どう価格を維持、あるいはさらに付加価値をつけて高くしていくかと、そんなところが重要なのかなと思います。そういう中で最近、法人の参入といいますか、工場形式での参入という動きも出てきていると思うのですが、そういうふうになると今回の事業と直接関係なくなってしまうかもしれませんが、これまでのやり方とは大分違うやり方で、特に最近参入しているのが、ほとんど土を使わない水耕栽培という形で参入してきていますよね。なので、そういうことに対してどう対応していくのかとか、そういうことも少し研究していかないといけないのかなという気がするのですが、この辺ではそういう

動きは見られるのですか。

農村整備課長 かなり幅広の質問になってきますので、こういった公共事業部分のかかわりをちょっとだけ御説明して、あとは終わりにしたいんですが、確かに土地を使わない農業とか会社が参入してくる。そういった部分は施設型農業というか、そういった部分にはかなり入り込める余地はあるんだろうと思っています。ただ、我々が主に仕事をしている土地利用型の農業というものは、とにかくスケールメリットで、大々的にやればもうかるということは、それはわかるんですけども、それが日本の農業をしていくときに、本当に地域の景観を含めて地域を守るものになるのかというのが、一番国家的な検討もしている部分だと思います。

ですから、企業で大々的にやれば、それはそれでものとはとれるんでしょうけれども、それが農業とか日本の社会とか地域を維持していく上でどうなのかというのが、また一つの検討要素になるのではないかと考えています。当面は集落営農といった地域ぐるみで何とかその役割分担をしながら、それぞれのかかわりを持ちながら、その農村地域も維持しながら、しかも生産も進めていくというような、ちょっときれいな仕上がりのお話ですけども、そんなものに向かっている。ただ、施設型に関しては、本当に今先生おっしゃるとおり、本当に土地とか土を使わないもので入ってくる部分はますます伸びてくるのではないかなと見ておられますけれども。それとこれはちょっと切り離して今、少し議論してもらえればと思います。

森杉部会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、今回のこの四つの事業ですが、先ほどのお答えは後ほどいただくにしても、今から一つ一つ各案件を、恐らく皆様方これは継続でという原案を支持いただけるのではないかと私は思いますので、今から1個ずつ確認していきますけれども、あるいはそのときに何か条件みたいなものを思いつかれまして、そのときに発言をお願いしながら、きょうの段階で、一応承認という形での手続を踏んでおきたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、36番多田川左岸地区ですけども、これは原案が事業継続ということでございますが、承認してよろしいですか。（「はい」の声あり）何か特にこういうことについて注文をつけておきたいとか、そういうのはありませんか。よろしいですか。それでは、本日継続の御承認をいただいたといたします。

次、37番中塚西部地区ですが、これも何も条件がなさそうですね。承認だと思っておりますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、38番円田2期地区、これは文化財があったところでしたよね。

沼倉委員 多分計算し直しても、B/C1.02くらいではないと思いますので、もちろん出していただくにしても、1は超えていると思うので。

森杉部会長 それでは、きょうの段階で基本的に承認という形にしておきますけれども、先ほどの御指摘ありました件につきまして、結果報告として対応をお願いいたします。

それから、39番川北2期地区、これもよろしいですね。

徳永先生を中心とする農業全般への政策とか、私の知っている限りでは6次産業だとか、そういうふうなものへの政策というものについて、どこかまた違う形で勉強会をす

ることを考えてもいいんじゃないかと僕は思っています。もっと課長に教えていただきながらですね。だけど、ここで条件をつけるような形のものではないですね、これはもう。

徳永委員　そうですね。個別にはないですので、研究は常にしておいていただきたいということなんですけれども。場合によっては、今まだ手をつけていないところについては保留してというか、新形式のものに対応するような形で、全く違う整備の形というのがあるのかもしれないということもあって、積極的にそういうところを、そういう形のを誘致する場所に使うとか、そういう戦略があってもいいのかなという気がします。

森杉部会長　地域振興のためにも、農業はスター中のひとつになるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上になりますか、先程の御質問に対しては、後ほどお答えいただくとして、基本的には今回は条件なしで、4つの事業についてはこの段階で事業継続の原案を承認したということにしたいと思ひます。よろしいですか。

(「了解」の声あり)

ありがとうございました。

田中副部会長　前半の下水道事業については、どうなりますか。

森杉部会長　こちらはもう一回審議をやり直します、全然集約できませんでしたので。質問もよく整理されていないままでしたので。

以上で、審議をすべて終わります。

司　　会　委員の皆様、長時間にわたり御審議いただき、どうもありがとうございました。

続いて、次第4の「その他」になりますが、分科会及び次回部会の日程について御連絡申し上げます。河川分科会については、御担当の委員には既に御案内しておりますが、6月16日月曜日になりますか、午前9時30分から自治会館207会議室にて開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。次に、次回の第2回部会ですが、7月14日月曜日の午後1時30分から、この特別会議室で開催します。御案内の文書は後日送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

森杉部会長　前半の下水道事業ですが、各委員からいろいろな質問をいただきました。オーバーラップしているところもありますし、違うところもあって、よく整理されていないままの状況になっていると思ひます。事務局で整理していただけたらと思ひますが、整理した結果がどういう形になっているかをフィードバックしてください。整理した質問がこれでよろしいと確認した方がよいと思ひます。

司　　会　下水道事業については、質問の内容を事務局で整理し、一度確認させていただいてから回答の作成作業に入るようにします。

以上をもちまして、平成20年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 遠藤勝彦 印

議事録署名人 沼倉雅枝 印